

事業仮契約書(案)

- 1 事業名 平城宮跡歴史公園県営公園区域整備運営事業
- 2 事業場所 奈良県二条大路南三丁目・四丁目、三条大路四丁目
- 3 事業期間 本事業契約締結の日から令和41年3月31日
- 4 契約代金額 金●円

(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金●円)

(ただし、その内訳金額は別紙8に記載するところによるものとし、契約代金額は別紙8に基づくほか、本事業契約に基づき改訂される。)

- 5 契約保証金 添付契約条項第9条に記載のとおり

上記の事業について、発注者である奈良県（以下「県」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

本事業契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この仮契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条に基づく奈良県議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。ただし、奈良県議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり県は損害賠償の責めは負わない。下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

令和9年●月●日

発注者

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 山下 真 印

事業者

住所

名称

代表取締役 印

目 次

第 1 章 総則	1
(目的及び解釈)	1
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
(本事業の概要)	1
(本事業の日程)	1
(費用負担及び本件業務の資金調達)	2
(構成企業及び協力企業等の使用)	2
(許認可、届出等)	2
(第三者に生じた損害)	3
(契約の保証)	3
(解釈及び適用)	3
(責任の負担)	4
(臨機の措置)	4
第 2 章 事業用地の使用及び設置管理許可	4
(事業用地の使用)	4
(設置管理許可)	4
(契約終了時の取扱)	5
(事業用地)	5
第 3 章 統括管理業務	5
(統括管理業務)	5
(第三者の使用)	5
(統括管理責任者)	6
(統括管理業務における要求水準の変更)	6
(業務実施体制の構築)	6
(年度マネジメント計画書の提出)	7
(年度マネジメント報告書の提出)	7
第 4 章 整備業務	7
第 1 節 総則.....	7
(整備業務の実施)	7
(整備業務期間中の保険)	7
第 2 節 設計業務.....	8

(設計業務の実施)	8
(調査業務)	8
(設計業務の進捗状況の確認)	8
(基本設計図書及び実施設計図書の提出)	8
(設計図書の変更)	9
第3節 建設業務.....	9
(建設業務の実施)	9
(本工事開始前及び本工事中の書類の提出)	10
(本施設の建設に伴う近隣対策)	10
(安全対策)	11
(県による説明要求及び建設現場立会い)	11
(工事の中止等)	11
(事業者による完工検査等)	12
(県による完工確認)	12
(特定公園施設等の引渡し)	12
(特定公園施設等の引渡し遅延による費用負担)	13
(特定公園施設等の契約不適合)	13
(工期の変更)	13
(工期の変更による費用負担)	14
(解体等対象施設の解体・撤去・移設)	14
(近隣対策)	14
第4節 工事監理業務.....	14
(工事監理業務の実施)	14
(工事監理計画書の提出)	14
(工事監理記録の提出)	15
第5章 管理運営業務	15
第1節 総則.....	15
(指定管理等)	15
(指定管理者による管理等)	15
(業務責任者)	16
(業務水準書の作成)	16
(年度業務計画書の作成)	17
(業務報告書の作成)	17
(管理運営業務における要求水準の変更)	17
(管理運営業務に伴う近隣対策)	17
(光熱水費等の負担)	18
(運営・維持管理期間中の保険)	18
(県による説明要求及び立会い)	18

第2節 運営業務.....	18
(運営業務に関する要求水準)	18
(開園準備業務)	19
(利用料金)	19
(条例の制定)	19
第3節 維持管理業務.....	19
(維持管理業務に関する要求水準)	19
(本施設損傷時の取扱い)	19
(公募対象公園施設の第三者による使用)	20
(事業期間終了時の既存公園施設及び特定公園施設に関する対応)	20
(事業期間終了時の公募対象公園施設に関する対応)	21
第6章 自主事業対象施設の整備及び管理運営.....	21
(自主事業の内容)	21
(自主事業対象施設及び自主事業の実施)	22
(自主事業の実施の場所)	22
(自主事業の収入及び費用)	23
第7章 サービス対価の支払	23
(サービス対価の支払)	23
(サービス対価の改定等)	23
(サービス対価の減額)	23
(サービス対価の返還)	23
第8章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等	23
第1節 契約期間.....	23
(契約期間)	23
第2節 特定公園施設等引渡し前の契約解除等.....	24
(特定公園施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	24
(特定公園施設等引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)	26
(特定公園施設等引渡し前の法令変更による契約解除等)	26
(特定公園施設等引渡し前の不可抗力による契約解除)	26
第3節 特定公園施設等引渡し以後の契約解除等.....	27
(特定公園施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	27
(特定公園施設等引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)	29
(特定公園施設等引渡し以後の法令変更による契約解除等)	29
(特定公園施設等引渡し以後の不可抗力による契約解除等)	30
(運営権等の取消し)	30
第4節 本事業契約終了に際しての処置.....	31
(本事業契約終了に際しての処置)	31

(終了手続の負担)	31
第5節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続.....	31
(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	31
第9章 表明・保証及び誓約	31
(事業者による事実の表明・保証及び誓約)	31
第10章 法令変更	32
(通知の付与及び協議)	32
(法令変更による増加費用又は損害の扱い)	32
第11章 不可抗力	33
(通知の付与及び協議)	33
(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	33
第12章 その他	33
(公租公課の負担)	33
(融資団との協議)	33
(財務書類の提出)	33
(設計図書等の著作権)	34
(著作権の侵害の防止)	34
(特許権等の使用)	34
(秘密保持)	35
(個人情報の保護等)	35
(条例等の適用)	35
第13章 雑則	36
(請求、通知等の様式その他)	36
(延滞利息)	36
(協議)	36
(準拠法)	36
(管轄裁判所)	36
別紙1 用語の定義	
別紙2 事業概要書	
別紙3 本日程表	
別紙4 基本設計図書	
別紙5 実施設計図書	
別紙6 事業者等が付保する保険	
別紙7 保証書の様式	
別紙8 サービス対価の構成及び支払方法	

別紙 9 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

別紙 10 法令変更による費用の負担割合

別紙 11 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

平城宮跡歴史公園県営公園区域整備運営事業 事業契約書（案）

第1章 総則

（目的及び解釈）

第1条 本事業契約は、県及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙 1 に定めるとおりとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本施設が県民等の利用に供される公の施設として高い公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 県は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務及び事業、これらの事業の実施にかかる資金調達及びこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- (1) 統括管理業務
- (2) 公募対象公園施設の整備及び維持管理・運営業務
- (3) 特定公園施設等の整備業務及び県への所有権移転
- (4) 既存公園施設及び特定公園施設の維持管理業務
- (5) 既存公園施設及び特定公園施設にかかる公共施設等運営事業
- (6) 自主事業

2 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を遂行しなければならない。

3 本件業務の概要は別紙 2 の事業概要書のとおりとする。

（本事業の日程）

第4条 事業者は、別紙 3 の本日程表に定める日程に従って、本件業務を実施する。

2 事業者は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できないと認めるとき又は本引渡予定日に特定公園施設等を県に引き渡すことができないと認めるときは、本件業務の開始予定日又は本引渡予定日の 30 日前までに、その理由及び事業者の対応の計画を書面により県に通知しなければならない。

3 事業者は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できない場合及び本引渡予定日に特定公園施設等を県に引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(費用負担及び本件業務の資金調達)

第5条 本件業務の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本件業務に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。

- 2 事業者が本件業務を実施するにあたり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、県は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。
- 3 事業者は、県の要請に基づき、県が行う国庫補助金及び交付金関連資料作成等について協力する。かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。

(構成企業及び協力企業等の使用)

第6条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、各本件業務を、各構成企業又は協力企業に直接委託し又は請け負わせることができる。ただし、事業者は、本件業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 2 事業者は、前項により各本件業務を構成企業又は協力企業に委託し又は請け負わせたときは、速やかにその委託又は請負の内容を県に報告し、その契約の写しを県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、各本件業務にかかる構成企業又は協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、県の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 第1項による構成企業又は協力企業その他の第三者への業務の委託及び請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成企業又は協力企業その他の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(許認可、届出等)

第7条 事業者による本件業務の実施その他本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本件業務の実施その他本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 県は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について、合理的に可能な範囲で協力する。
- 4 事業者は、県が要請した場合には、県による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について、合理的に可能な範囲で協力する。
- 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、県の責めに帰すべき事由による場合は、県が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第10章又は第11章の規定に従う。

(第三者に生じた損害)

第8条 事業者が各本件業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県がこれを負担する。

2 事業者による各本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第 11 章の規定に従う。

(契約の保証)

第9条 事業者は、本事業契約の仮契約の締結日までに、本事業契約に基づく本件業務にかかる事業者の義務の履行を保証するため、サービス対価（整備業務）の総額の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、奈良県契約規則（昭和 39 年奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、これを減額又は免除することができる。

3 第 1 項に定める契約保証金は、奈良県契約規則第 19 条第 2 項各号に定める担保の提供をもって、これに代えることができる。

4 サービス対価（整備業務）の額に変更があった場合には、第 1 項の保証の額が変更後のサービス対価（整備業務）の総額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第 3 項に基づき契約保証金の納付に代えて担保の提供を行った場合を除き、事業期間が満了した場合又は本事業契約が終了若しくは解除された場合において、第 15 条及び第 69 条第 1 項に基づき、事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理する物件及び公募対象公園施設を含む。県が引渡しを受けた特定公園施設等は除く。）の撤去（当該物件の滅失登記を含む。）、事業用地の原状修復及び当該事業用地の県への引渡しのすべてが完了したときは、県は、納付された契約保証金（契約解除等に伴い違約金として契約保証金を充当している場合、その額を控除した額）（もしあれば）を速やかに事業者に返還する。

6 前項の規定により返還する契約保証金には、利息を付さない。

7 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(解釈及び適用)

第10条 県と事業者は、本事業契約とともに、設置管理許可書及び本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

2 設置管理許可書と本事業契約との間に矛盾、齟齬がある場合、設置管理許可書の規定が優先するものとし、本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、募集要項等質疑回答、募集要項等、実施方針等質疑回答、実施方針等、提案書類の順にその解釈が優先する。

3 前項の規定にかかわらず、提案書類と要求水準書の内容に差異があり、提案書類に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で提案書類の記載が要求水準書の記載に優先する。

(責任の負担)

第11条 事業者は、本事業契約及び設置管理許可書に別段の定めがある場合を除き、本件業務の履行に関する一切の責任を負う。

- 2 本事業契約及び設置管理許可書に別段の定めがある場合を除き、事業者による本件業務の履行に関する県による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は事業者から県に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、事業者はいかなる本事業契約及び設置管理許可書上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、県は何ら責任を負担しない。

(臨機の措置)

第12条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 事業者が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、県と事業者で協議の上、合理的な範囲で県が負担する。

第2章 事業用地の使用及び設置管理許可

(事業用地の使用)

第13条 事業者は、事業用地において、本施設を整備及び管理運営する。

- 2 整備業務期間において、整備業務において使用する範囲の事業用地の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、事業者は、本事業契約において許容されている場合を除き、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。
- 3 事業者は、事業期間において、各本件業務の履行に必要な限度で、事業用地を使用することができる。
- 4 事業者は、第14条に基づく設置許可及び管理許可による使用料を除き、前項に基づく事業用地の利用に関して、使用料又は地代等を支払うことを要しない。

(設置管理許可)

第14条 県は、事業者に対して、整備業務期間の開始日に先立ち、事業者が本事業契約及び本事業関連書類に違反していないことを条件として、公募対象公園施設の設置及び管理運営に関して都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の7第2項に基づき同法第5条第1項の設置許可を与える。使用料等の詳細については、本事業関連書類に基づき当該設置許可にかかる設置管理許可書において定めるとおりとする。

- 2 県は、事業者に対して、整備業務期間の開始日に先立ち、事業者が本事業契約及び本事業関連書類に違反していないことを条件として、自主提案施設等の設置及び／又は管理運営に関して都市公園法第5条の7第2項に基づき同法第5条第1項の設置及び／又は管理許可を与える。使用料等の詳細については、本事業関連書類に基づき当該設置管理許可にかかる設置管理許可書において定めるとおりとする。

- 3 事業者は、前2項に基づき設置管理許可を受けた施設について、本設置管理許可の期間の終了日の6ヶ月前までに再度設置管理許可申請を行うものとし、県は、当該設置管理許可申請を審査し、提案書類に含まれる公募設置等計画に合致していれば、本設置管理許可を更新するものとする。ただし、本項に基づく更新後の本設置管理許可の期間は、事業期間の終了日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、県は、事業者による本事業契約の違反がある場合及び公募対象公園施設及び自主提案施設等の管理運営業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、本設置管理許可の更新を認めないことができる。この場合、事業者は県に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(契約終了時の取扱)

第15条 本事業契約の終了又は特定公園施設等若しくはその出来形の県への引き渡しにより事業用地の全部又は一部が不用となった場合において、当該不用となった事業用地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）するとともに、当該事業用地を原状に修復し、県に明け渡さなければならない。

(事業用地)

第16条 県は、現状にて整備業務において使用する範囲の事業用地を事業者に引き渡す義務を負う他、事業用地に関する一切の契約不適合責任を負担しない。ただし、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵で募集要項等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者に直接生じた合理的な増加費用は県が負担する。

第3章 統括管理業務

(統括管理業務)

- 第17条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、管理運営業務期間中、自らの責任及び費用負担において、統括管理業務を行う。
- 2 事業者は、法令等並びに本事業契約及び本事業関連書類の定めに従い、統括管理業務を誠実に適正に実施しなければならない。
 - 3 前項に基づき実施される統括管理業務は、常に、統括管理業務に関する要求水準書及び提案書類を満たすものでなければならない。

(第三者の使用)

第18条 統括管理業務の実施に関する統括管理責任者その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、統括管理業務の実施に関して事業者又は統括管理責任者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(統括管理責任者)

第19条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、管理運営業務期間中にわたり本事業にかかるすべての管理運営業務を一元的に統括管理する統括管理責任者1名を配置し、県に当該統括管理責任者の氏名その他必要な事項を届け出、県の承諾を受けなければならない。なお、統括管理責任者は事業者、構成企業又は協力企業の社員とし、管理運営業務の業務責任者を兼務することができる。

- 2 事業者は、管理運営業務期間中、統括管理責任者を継続して配置し、原則として本施設において勤務させるとともに、必要に応じて県が主催する会議又は委員会等に出席させなければならない。
- 3 事業者は、統括管理責任者の変更を可能な限り避けることにより、統括管理業務の質の維持及び向上の確保に努めるものとし、次項に基づく県の承諾を得ない限り、第1項に基づき県に届け出た統括管理責任者を変更してはならない。
- 4 県は、統括管理責任者を変更することにつき合理的な理由があり、かつ、事業者と協議して合意した場合に限り、統括管理責任者の変更の承諾を行う。
- 5 県は、第1項に基づき事業者が届け出た統括管理責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして事業者に申し出ることができる。この場合、県と事業者は、統括管理責任者の変更に関し協議を行う。
- 6 前三項により統括管理責任者に変更される場合、事業者は、後任の統括管理責任者に対し十分な業務の引き継ぎを行わなければならない。

(統括管理業務における要求水準の変更)

第20条 県は、統括管理業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応（サービス対価の変更を含む。）について協議を行った上で変更するものとする。

- 2 統括管理業務に要する費用が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約若しくは募集要項等の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、県が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

(業務実施体制の構築)

第21条 事業者は、統括管理責任者をして、本事業関連書類に基づき、必要に応じて各管理運営業務の業務責任者を集めた会議を開催するなど、各管理運営業務間の情報共有や業務調整を適切に行わせなければならない。

- 2 事業者は、統括管理責任者をして、本事業関連書類に基づき、各管理運営業務の業務責任者を

確認し、業務責任者届を県に提出しなければならない。事業者は、各業務責任者を変更しようとする場合には、変更後速やかに業務責任者を確認し、県に届出なければならない。

(年度マネジメント計画書の提出)

第22条 事業者は、統括管理責任者をして、本事業関連書類に基づき、県が合理的に満足する様式及び内容の年度マネジメント計画書を事業年度ごとに作成させ、当該事業年度の統括管理業務が開始する 30 日前までに県に提出し、その内容について県の承諾を得なければならない。

- 2 年度マネジメント計画書は事業者によるセルフモニタリングにかかる計画書を兼ねるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）を県が明確に理解できるものでなければならない。
- 3 事業者又は統括管理責任者は、年度マネジメント計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を県に提出し、その内容について県の承諾を得なければならない。
- 4 事業者は、統括管理責任者をして、年度マネジメント計画書に定められたセルフモニタリングの方法に従って、その実施する管理運営業務が本事業関連書類及び本事業契約に従って実施されていることを確認させるものとする。

(年度マネジメント報告書の提出)

第23条 事業者は、統括管理責任者をして、本事業関連書類及び年度マネジメント計画書に基づき、県が合理的に満足する様式及び内容の統括管理業務に関する年度マネジメント報告書を作成させ、当該事業年度の統括管理業務終了後 4 月末日までに県に提出しなければならない。

- 2 前項の年度マネジメント報告書は事業者によるセルフモニタリングにかかる報告書を兼ねるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。

第4章 整備業務

第1節 総則

(整備業務の実施)

第24条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、自ら又は構成企業若しくは協力企業を通じて、整備業務を実施する。

- 2 事業者は、設計業務を設計企業をして、建設業務を建設企業をして、工事監理業務を工事監理企業をして、それぞれ実施させる。
- 3 事業者並びに構成企業及び協力企業が実施する整備業務は、常に、本事業契約及び本事業関連書類を満たすものでなければならない。
- 4 事業者は、各構成企業又は協力企業が受託し又は請け負った整備業務の全部又は主たる部分を、各構成企業又は協力企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

(整備業務期間中の保険)

第25条 事業者は、整備業務期間中、自ら又は建設企業をして、別紙 6 第 1 項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるもの

として県が認めたものを、本工事の着手に先立って、直ちに、県に呈示しなければならない。

第2節 設計業務

（設計業務の実施）

第26条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、設計業務期間において、自らの責任及び費用負担において、設計業務を行うものとし、設計業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

2 事業者は、本事業関連書類に従い、整備業務期間中、各本施設にかかる設計業務の全体を総合的に把握し調整を行う設計業務責任者を1名定めなければならない。

3 事業者は、設計業務に着手する前に、設計業務着手届・設計工程表・組織体制表・設計担当者届（設計経歴書）を作成して県に提出し、県の承諾を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

4 事業者は、県が県民や地元住民等を対象として本施設の概要等を説明する説明会の開催を行う場合には、県の要望に基づき協力を行う。

（調査業務）

第27条 事業者は、本施設の整備業務に関して必要となる各種調査を、自らの判断により実施しなければならない。

2 事業者は、前項の調査を実施しようとするときは、事前に調査計画書を作成し、県に提出しなければならない。

3 事業者は、第1項の調査が終了したときは、調査報告書を作成し、県と協議の上定める時期までに、県に提出しなければならない。

（設計業務の進捗状況の確認）

第28条 事業者は、県に対し、定期的に、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 県は、本事業関連書類に基づき設計業務が実施されていることを確認するために、本施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で、随時、事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

3 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び県による確認の実施につき、県に対して最大限の協力を行わなければならない。

4 県は、前各項に基づき事業者から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

（基本設計図書及び実施設計図書の提出）

第29条 事業者は、基本設計の完了後速やかに、別紙4に定める基本設計図書を県に提出する。

県は、基本設計の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

2 事業者は、実施設計の完了後速やかに、別紙5に定める実施設計図書を県に提出する。県は、当該内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知す

る。

- 3 県は、前各項に基づき事業者より提出された設計図書が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、県からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について県に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 4 事業者は、第1項及び第2項の県の確認を受け、設計業務が完了した場合は速やかに、設計業務完了届を県に提出し、県の承諾を得なければならない。
- 5 設計業務に関して遅延が生じ、県又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②募集要項等の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③県による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により本施設の設計に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

（設計図書の変更）

- 第30条 県は、整備業務期間中において必要があると認めるときは、事業者に対して、本工事の工期及び費用の変更を伴わず、かつ本事業関連書類の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。
- 2 事業者は、設計図書に変更の必要性が生じたときは、県と協議を行い、工事費の増減を含めて県の事前の承諾を得た上で、設計図書の変更を行うことができる。

第3節 建設業務

（建設業務の実施）

- 第31条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、建設工事期間において、自らの責任及び費用負担において、建設業務を行うものとし、建設業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、整備業務期間中、各本施設にかかる建設業務の全体を総合的に把握し調整を行う建設業務責任者を1名定めなければならない。
 - 3 事業者は、本引渡予定日までに、本施設の建設業務をそれぞれ完了し、第39条に基づいて特定公園施設等を県に引き渡し、特定公園施設の所有権を県に取得させる。
 - 4 本施設の建設方法その他本工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは事業者がその責任においてこれを定める。

5 本工事に遅延が生じ、県又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②募集要項等の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③県による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由（必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により本工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱い、第 10 章又は第 11 章の規定に従う。

（本工事開始前及び本工事中の書類の提出）

第32条 事業者は、建設業務の着手までに、建設業務の実施体制及び工事工程等の内容を含む施工計画書を作成し、工事監理業務責任者の承認を得た上で県に提出し、県の承諾を得なければならない。施工計画書を変更する場合も同様とする。

- 2 事業者は、本工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、県と協議して定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、本工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、県の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

（本施設の建設に伴う近隣対策）

第33条 事業者は、本工事の開始に先立って、自らの責任及び費用負担において、近隣との調整及び建築準備調査等を十分に行い、本工事の円滑な推進と近隣の理解及び安全を確保しなければならない。なお、準備調査において、事業用地内に現存するものに手を加える（撤去・伐採等）場合には、事前に県及び関連官庁に確認を行い、届出等の手続が必要な場合には滞りなく行うものとする。

- 2 事業者は、自らの責任及び費用負担において、電波障害（地上波デジタル放送）、騒音、振動、地盤沈下、地下水位の低下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、粉塵その他の本工事が近隣に及ぼす諸影響を調査及び検討し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の適切な処置を行う。かかる近隣対策にかかる処置の実施について、事業者は、事前及び事後に県に対してその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、自らの責任及び費用負担において、近隣説明会等を実施し、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得るものとする。
- 4 前各項の近隣対策の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 5 第 1 項から第 3 項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用及び損害（前項に基づき本引渡予定日に変更されたことによる増加費用及び損害も含む。）は、事業者がこれを負担する。

- 6 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、県がこれを行う。かかる住民等の反対運動若しくは訴訟等又は県が行う業務による周辺環境の悪化等に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、県は、事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、県がこれを負担する。

(安全対策)

第34条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、本事業関連書類に従い、工事現場における及び近隣住民に対する安全対策を実施する。本工事に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、事業者がこれを負担する。

(県による説明要求及び建設現場立会い)

第35条 県は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、県の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

- 2 県は、本工事開始前及び本工事の実施中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、県からかかる質問を受領した後速やかに、県に対して回答を行わなければならない。県は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。
- 3 事業者は、工事監理業務で開催される定例連絡会議及び現場定例会議に出席し、これらの会議の会議資料を作成、提出しなければならない。
- 4 県は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、事業者に対する事前の通知を行うことなく随時、本工事に立ち会うことができる。
- 5 前四項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、県が、本施設の施工状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容を逸脱していると判断した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 6 事業者は、工事監理責任者が求める本施設の検査又は試験の内容を、県に対して事前に通知する。県は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 7 県は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、本施設の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工事の中止等)

第36条 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、県は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 県は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本引渡予定日を変更することができる。
- 3 県は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場

を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。)を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

- 4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章の規定に従う。

(事業者による完工検査等)

第37条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、各本施設の完工検査及び機器・器具・整備備品等の試運転等を行う。

- 2 事業者は、各本施設の完工検査及び機器・器具・整備備品等の試運転等の日程を、14日前までに県に通知しなければならない。
- 3 県は、各本施設の完工検査及び機器・器具・整備備品等の試運転等に立ち会うことができる。ただし、県はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
- 4 事業者は、各本施設の完工検査及び機器・器具・整備備品等の試運転等の結果を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、令和13年2月末日までに県に報告しなければならない。
- 5 事業者は、各本施設の施工記録を用意し、県の確認を受けなければならない。

(県による完工確認)

第38条 県は、前条に基づく事業者によるすべての本施設の完工検査及び機器・器具・整備備品等の試運転等の終了後速やかに、各本施設の完工確認を行う。事業者及び工事監理業務責任者は、県による完工確認に立ち会うとともに、県に協力する。

- 2 前項の完工確認の結果、各本施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。事業者は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について再度県による完工確認を受けなければならない。
- 3 県は、完工確認の結果、すべての本施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、事業者に対して遅滞なく完工確認通知を交付する。
- 4 県は、完工確認通知の交付を理由として、各本施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、完工確認通知の交付を理由として、各本施設について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(特定公園施設等の引渡し)

第39条 事業者は、すべての本施設について完工確認通知を受領した後、特定公園施設等を県に引渡し、特定公園施設の所有権を県に取得させる。事業者は、すべての本施設について完工確認通知を受領するまで、いかなる特定公園施設等についても、県に対して、その引渡しを受けることを求めることはできない。事業者は、特定公園施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を県に移転しなければならない。

- 2 事業者は、本引渡日に、完成図書等その他県が指示する書類等を、県に引き渡さなければならない。
- 3 事業者は、県が行う特定公園施設にかかる登記（建物表題登記及び所有権保存登記等）について、必要な書類作成その他の協力を行う。

（特定公園施設等の引渡し遅延による費用負担）

第40条 県の責めに帰すべき事由により、特定公園施設等の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、県は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、特定公園施設等の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して県が負担した増加費用又は損害を負担するほか、本引渡予定日の翌日（当日を含む。）から本引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、サービス対価（整備業務）相当額に本引渡予定日における第 106 条に定める遅延利息の率を乗じることにより日割計算にて計算した額を違約金として県に支払う。この場合において、県に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を県に支払わなければならない。
- 3 法令の変更又は不可抗力により、特定公園施設等の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第 10 章又は第 11 章の規定に従う。

（特定公園施設等の契約不適合）

第41条 県は、特定公園施設等又は事業者により特定公園施設に整備された各種什器備品（もしあれば）に契約不適合があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該不適合の修補（什器備品については交換を含む。以下同じ。）を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項による不適合の修補又は損害賠償の請求は、特定公園施設等の引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該不適合を知っていたとき、その不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、特定公園施設等の引渡しの日から 10 年間とする。
- 3 県は、特定公園施設等がその不適合により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を県が知った日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 4 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による不適合の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本事業契約の締結日後速やかに、別紙 7 の様式による保証書を差し入れさせる。

（工期の変更）

第42条 県が事業者に対して本工事にかかる工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由とし

て、工期の変更を請求した場合、県は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、県と事業者との間の協議が調わない場合、県は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

第43条 県の責めに帰すべき事由により本工事にかかる工期又は工程を変更したときは、県は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 事業者の責めに帰すべき事由により本工事にかかる工期又は工程を変更したときは、事業者は、当該変更に伴い県に発生した増加費用又は損害を負担する。

3 法令等の変更又は不可抗力により発生した本工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用又は損害の取扱いは、第 10 章又は第 11 章の規定に従う。

(解体等対象施設の解体・撤去・移設)

第44条 事業者は、本事業関連書類及び解体設計図書に従い、解体等対象施設の解体・撤去・移設を実施しなければならない。

2 事業者は、解体・撤去・移設を完了したときは、速やかに県の確認を受けるものとする。

3 解体等対象施設の現況が、本事業関連書類の記載と著しく異なるときは、県及び事業者は、協議の上、その取り扱いについて定める。かかる協議の結果に従い事業者が解体・撤去・移設を実施する場合において、事業者に合理的な増加費用が発生するときは、当該増加費用は県が負担するものとし、その解体・撤去・移設に要する費用が減少するときは、当該減少分をサービス対価（整備業務）から減額する。

(近隣対策)

第45条 事業者は、前条第 1 項に定める解体・撤去・移設の実施に伴い、第 33 条の規定に準じた近隣対策を行わなければならない。

第 4 節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第46条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

2 事業者は、設計・施工期間中、各本施設にかかる工事監理業務の全体を総合的に把握し調整を行う工事監理業務責任者を 1 名定めなければならない。なお、工事監理業務責任者は、設計業務責任者と兼任することができる。

3 事業者は、建築基準法及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定される工事監理者の設置が必要な工事については、一級建築士をして工事監理業務にあたらせるものとし、それ以外の工事については、工事内容に応じて適切な工事監理を行う。

(工事監理計画書の提出)

第47条 事業者は、本事業関連書類に従い、工事監理業務に着手する前に、工事監理計画書を作成して県に提出しなければならない。

(工事監理記録の提出)

第48条 事業者は、本工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、工事監理業務の状況を毎月県に定期報告し、県の要請があった時は随時報告を行うとともに、工事監理報告書を作成し、第38条第1項に規定する県による完工確認までに県に提出しなければならない。

第5章 管理運営業務

第1節 総則

(指定管理等)

第49条 県は、地方自治法第244条の2第3項に基づき奈良県議会の議決を経て、本事業関連書類に従い、事業者を既存公園施設及び特定公園施設の指定管理者として順次指定し、既存公園施設及び特定公園施設について本条例に定める業務を行わせる。

2 事業者は、法令等及び本事業契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第50条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、管理運営業務とする。

2 事業者は、既存公園施設及び特定公園施設につき、それぞれ本指定がその効力を生じた場合には、本指定の効力が生じた特定公園施設及び既存公園施設における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類に従い管理運営業務を開始し、かつ、管理運営業務期間中、管理運営業務を遂行する責任を負う。

3 事業者は、本指定がその効力を生じるまでは、管理運営業務を開始することはできず、県に対し、当該業務にかかる対価の支払又は費用の求償を求めることはできない。なお、事業者は、特定公園施設について本指定がその効力を生じるか否かにかかわらず、整備業務を完了して特定公園施設等を県に引き渡す義務を負う。

4 供用開始予定日までに本指定がその効力を生じない見込みとなった場合、県と事業者はその対応について協議する。供用開始予定日までに、本事業契約の変更を含む対応方策について合意が成立しなかった場合、県は、本事業契約のうち本指定の対象となる管理運営業務にかかる部分を解除する。この場合、県又は事業者が管理運営業務の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、管理運営業務又はその準備に関して県及び事業者間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

5 県は、前項による本事業契約の一部解除後も特定公園施設の所有権を有するものとし、県は、サービス対価（整備業務）の残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

6 本事業契約の他の規定にかかわらず、第4項に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払を除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

7 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の管理運営業務を実施する。

(公共施設等運営権の設定及び効力発生)

第51条 県は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、事業者が既存公園施設及び特定公園施設にかかる維持管理運営業務を実施するための運営権を設定する。次に掲げる条件の全部が成就し運営権が設定された場合、県は、事業者に対し、運営権設定書を交付する。

- (1) 特定公園施設の整備業務が完了し、その引渡しを受けて県が所有権を取得していること。
- (2) 既存公園施設及び特定公園施設に関し、本条例が改正及び施行されること。
- (3) 既存公園施設及び特定公園施設にかかる運営権の設定にかかる PFI 法第 19 条第 4 項に定める県の議会の議決を経ていること。
- (4) 要求水準書等に基づき、既存公園施設及び特定公園施設の維持管理運営業務の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。

2 既存公園施設及び特定公園施設に設定された運営権は、特定公園施設の供用開始予定日に効力を発生するものとする。ただし、特定公園施設の供用開始予定日までに次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合（県が充足しないことを認めた条件を除く。）、県は運営権の効力発生を延期することができる。

- (1) 特定公園施設に関し、事業者が維持管理運営業務を開始するために必要となる許認可の取得、承継及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
- (2) 特定公園施設に関し維持管理運営業務にかかる計画書等が県に提出され、県の確認を受けていること。
- (3) 特定公園施設に関し、運営企業又は維持管理企業との間で管理運営業務に関する業務委託請負契約の締結が予定されている場合、当該契約が締結され、当該契約書の写しが県に提出されていること。
- (4) 要求水準書に定める各書類が県に提出されていること。
- (5) 事業者が本事業契約に対する重大な義務違反がないこと。

3 前二項の定めに従い運営権が設定され、その効力が発生した場合には、当該効力発生時点における既存公園施設及び特定公園施設の運営等に関する権利及び責任は県から事業者に移転する。

4 運営権の存続期間は、特定公園施設の供用開始日から運営権存続期間満了日までとする。

5 事業者は、第 1 項に基づく運営権の設定後、自らの費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、県はこれに協力するものとする。

(業務責任者)

第52条 事業者は、本事業関連書類に従い、管理運営業務期間中、各本施設にかかる運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う運営業務責任者及び維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者を各 1 名定めなければならない。

(業務水準書の作成)

第53条 事業者は、本事業関連書類に従い、既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設について、管理運営業務にかかる業務水準書を作成して既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設の供用開始予定日の 60 日前までに県に提出し、既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設の供用開始予定日の 30 日前までに、その内容について県の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、事前に県の承諾を得た場合を除き、管理運営業務にかかる業務水準書を変更してはならない。

(年度業務計画書の作成)

第54条 事業者は、本事業関連書類に従い、管理運営業務期間にかかる事業年度ごとに、各本施設について管理運営業務にかかる年度業務計画書を作成して県に提出し、各事業年度の初日の30日前(既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設ごとに事業初年度においては既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設の供用開始予定日の30日前)までに、その内容について県の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、年度業務計画書を変更する場合は、速やかに変更案を県に提出し、その内容について県の承諾を得なければならない。

(業務報告書の作成)

第55条 事業者は、本事業関連書類に従い、管理運営業務期間中、各既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設について運営業務及び維持管理業務に関する日報、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年度業務報告書を業務報告書としてそれぞれ作成し、月次報告書については翌月の10日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)まで、四半期業務報告書については対象四半期の最終月の翌月の10日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)まで、年度業務報告書については翌年度の4月末日までに、それぞれ県に提出しなければならない。

(管理運営業務における要求水準の変更)

第56条 県は、管理運営業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応(サービス対価の変更を含む。)について協議を行い、事業者の合意を得る。

- 2 前項に基づき要求水準書の内容が変更されたことにより管理運営業務に要する費用が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 県の責めに帰すべき事由(①県の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、②募集要項等の不備又は県による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。))により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、県が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

(管理運営業務に伴う近隣対策)

第57条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、管理運営業務を実行するに当たって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。県は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

- 2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた増加費用及び損害は、本事業契約に別段の定めがない

限り、事業者がこれを負担する。

- 3 前項の規定にかかわらず、本施設の整備自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、県がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、県がこれを負担する。

(光熱水費等の負担)

第58条 事業者が管理運営業務を実施するために必要となる光熱水費その他の費用は、すべて事業者の負担とし、県は本事業契約に基づくサービス対価以外に当該費用に関する負担を一切行わない。

(運営・維持管理期間中の保険)

第59条 事業者は、管理運営業務期間中、自ら又は運営企業若しくは維持管理企業をして、別紙 6 第 2 項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを、本工事の着手に先立って、直ちに、県に呈示しなければならない。

(県による説明要求及び立会い)

- 第60条 県は、事業者に対し、管理運営業務期間中、管理運営業務について、随時その説明を求め、県が必要とする書類の提出を請求し、又は既存公園施設、特定公園施設若しくは公募対象公園施設において運営及び維持管理の状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、かかる県の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設の運営及び維持管理の状況が、本事業関連書類の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第 90 条に規定するモニタリング及び要求水準未達成に関する手続に従う。
 - 3 県は、必要に応じて、既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設について、既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
 - 4 県は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、既存公園施設、特定公園施設及び公募対象公園施設の管理運営業務の全部又は一部について、何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第 2 節 運営業務

(運営業務に関する要求水準)

- 第61条 事業者は、本事業契約の他、設置管理許可書及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を行う。
- 2 事業者は、運営業務を、運営企業をして実施させる。
 - 3 事業者又は運営企業が実施する運営業務は、常に、本事業契約の他、設置管理許可書及び本事業関連書類を満たすものでなければならない。

(開園準備業務)

第62条 事業者は、各供用開始予定日より本施設の管理運営業務が十分かつ円滑に行えるよう、自らの責任及び費用負担において、本施設の管理運営業務全般にかかる体制を構築し、管理運営業務に必要な許認可等に関する申請及び手続を行うほか、開園準備業務を適切な時期に開始し計画的に実施する。

(利用料金)

第63条 既存公園施設及び特定公園施設の利用料金は、既存公園施設及び特定公園施設の供用開始予定日の 90 日前までに、本条例及び本事業関連書類に基づき、県と事業者の協議により定める。

- 2 事業者は、本条例に従い、指定管理者として、既存公園施設及び特定公園施設の利用者から所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、県はその責任を負担しない。
- 3 県は、随時、既存公園施設及び特定公園施設の利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。
- 4 公募対象公園施設業務、提案書類に基づき既存公園施設及び特定公園施設を用いて実施される業務にかかる料金設定は本事業関連書類及び設置管理許可書に従い事業者が定めるものとし、それらの業務から得られた収入は、事業者の収入とする。
- 5 事業者は、前項に規定する料金の全部又は一部を設定したときは、その内容を速やかに県に通知しなければならない。
- 6 本事業契約の他の規定にかかわらず、本施設の利用者数の増減及びそれに伴う利用料金の増減に関するリスクはすべて事業者の負担とし、県は、利用者数の増減による費用の増減及び収入の増減を理由とする本事業契約の変更は行わない。

(条例の改正)

第64条 県は、本事業関連書類に基づき、必要に応じて、奈良県議会の議決を経て、本条例を改正することができる。

第3節 維持管理業務

(維持管理業務に関する要求水準)

第65条 事業者は、本事業契約の他、設置管理許可書及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、本施設の維持管理業務を行う。

- 2 事業者は、維持管理業務を、維持管理企業をして実施させる。
- 3 事業者又は維持管理企業が実施する維持管理業務は、常に、本事業契約の他、設置管理許可書及び本事業関連書類を満たすものでなければならない。

(本施設損傷時の取扱い)

第66条 既存公園施設又は特定公園施設の利用等に起因して既存公園施設又は特定公園施設が損傷等した場合、県の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合（なお、既存公園施設又は特定公園施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、既存公園施設又は特定公園施設

利用者の故意、重過失若しくは過失による損傷等、既存公園施設又は特定公園施設利用者以外の第三者による損傷等、又は帰責者不明の人為的な損傷等については、本条における不可抗力による場合には含まれない。)を除き、事業者が自らの責任及び費用負担において、必要な修繕等を行わなければならない。ただし、事業者において帰責事由のある者に求償することを妨げない。

- 2 不可抗力により、既存公園施設又は特定公園施設の修繕等が必要となった場合の取扱いは、第11章の規定に従う。
- 3 公募対象公園施設が損傷等した場合、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者が自らの責任及び費用負担において、必要な修繕等を行わなければならない。ただし、事業者において帰責事由のある者に求償することを妨げない。

(公募対象公園施設の第三者による使用)

第67条 事業者は、本事業関連書類に基づき公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合は、事前に当該第三者の概要や使用条件等を記載した書面及びその他県が要求する情報及び資料(第三者と締結する定期建物賃貸借契約書の内容を含む。)を県に提出の上、県の承認を得なければならない。ただし、本設置管理許可の対象となっている公募対象公園施設を第三者に賃貸(定期建物賃貸借を除く。)することはできない。

- 2 前項の規定により公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合、次の各号に定める措置を取らなければならない。
 - (1) 第三者に建物を賃貸する場合は借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借とし、定期建物賃貸借の期間が本設置管理許可期間の終了日(第14条第3項又は第69条第3項に基づく更新が行われた場合は当該更新期間の終了日を意味する。以下本項において同じ。)を超えないようにすること。
 - (2) 第三者が公募対象公園施設を転貸等する場合(転貸人がさらに転貸等する場合を含む。)は、第1項の規定を準用するとともに、本項各号に定める措置を第三者に取らせること。
 - (3) 第三者(転借人等を含む。)に本協定の規定、本設置管理許可の条件及び関係法令等を遵守させること。
 - (4) 本設置管理許可期間の終了日までに第三者(転借人等を含む。)との使用に関する契約を終了させ、すべて入居者を退去させること。また、本設置管理許可が取り消された場合は、当該第三者との使用に関する契約を直ちに終了させること。
 - (5) 前号の退去に関して、退去に要する費用はすべて事業者の負担とし、事業者及び第三者は、県に対して必要費又は有益費の償還請求、立退料その他一切の請求を行わないこと。
 - (6) 事業者と第三者(転借人等を含む。)の間で発生した紛争等については、事業者の責任及び費用負担において一切を処理すること。
- 3 前二項の規定に基づき公募対象公園施設を使用する第三者(転借人等を含む。)による本事業契約の違反は、すべて事業者の違反とみなして本事業契約の規定を適用する。

(事業期間終了時の既存公園施設及び特定公園施設に関する対応)

第68条 事業者は、事業期間終了時において、既存公園施設及び特定公園施設のすべてが正常に使用でき、本事業関連書類で要求される性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で県

に既存公園施設及び特定公園施設を引き継げるようにしなければならない。

- 2 事業者は、事業期間終了に当たり、県と協議の上日程を定め、県の立会いの下に、前項に定める状態の満足について、県の確認を受けなければならない。
- 3 前項において、本事業関連書類に定める性能及び機能を発揮できない状態及び経年劣化によらない著しい損傷等を県が確認したときは、県は、事業者に対し適切な修繕措置を講じるよう求め、事業者は、速やかに修繕を実施し、結果について速やかに県に報告の上、再度県の確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、その所有する資産（リース資産を含む。）のうち、県が既存公園施設及び特定公園施設を引き継ぎに必要と認めたものを県又は県の指定する第三者にその簿価で売り渡すものとする。
- 5 前4項に定める県又は県の指定する第三者への業務の引継は、事業期間終了に先立って行うものとし、事業者、県又は県の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は各々負担するものとする。

（事業期間終了時の公募対象公園施設に関する対応）

第69条 事業者は、事業期間終了までに、本事業関連書類に従って公募対象公園施設の解体及び撤去（公募対象公園施設の滅失登記を含む。）を完了させ、公募対象公園施設にかかる事業用地を原状に復して県に引き渡さなければならない。

- 2 前項にかかわらず、県が事業期間又は次項の規定に従い更新された設置管理許可期間終了の1年前までに事業者に通知した場合は、事業期間終了時点において、県は事業者から、公募対象公園施設（什器備品等を含む。）の全部又は一部を、県又は県が指定する第三者により無償で事業者から譲り受けることができるものとし、この場合、事業者は前項の義務を負わない。
- 3 第1項及び第14条第3項にかかわらず、事業者が、事業期間終了後も公募対象公園施設を存続させることを希望する場合、事業期間終了日の3年前までに申し出た上で県と協議することができる。かかる協議により県と事業者が合意したときは、本事業契約の他の規定にかかわらず、設置管理許可期間の更新その他の条件が成就することを条件として、10年間を限度として、公募対象公園施設（什器備品等を含む。）について当該合意に基づく別途の取り扱いをすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、県は、事業者による本事業契約の違反がある場合及び公募対象公園施設の管理運営業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、設置管理許可期間の更新を認めないことができる。この場合、事業者は県に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

第6章 自主事業対象施設の整備及び管理運営

（自主事業の内容）

第70条 事業者は、提案書類において自主事業を提案したときは、要求水準書等に従い、自らの責任及び費用負担において、自主事業を行うものとし、自主事業に関する一切の責任を負担する。

(自主事業対象施設及び自主事業の実施)

第71条 自主事業で行う事業の実施につき、その内容等につき事前に県の承諾を受けなければならない。自主事業で行う事業の内容を変更するときも同様とする。

- 2 事業者が、自主事業の内容を変更する場合には、県の事前の承諾を得るものとする。ただし、県は、かかる承諾を与えたことを理由として、自主事業で行う事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、第1項の自主事業を行う場合、要求水準書に定める計画書にその内容を記載しなければならない。また、事業者が自主提案施設又は自主提案設備を整備する場合には、当該自主提案施設又は自主提案設備について、公募対象公園施設の整備及び維持管理にかかる第4章及び第5章(第69条を含む。)の規定を準用して適用する。その場合、「公募対象公園施設」を「自主提案施設又は自主提案設備」と読み替える。
- 4 自主事業は、本事業契約の解除又は事業期間の終了とともに終了するものとする。ただし、事業者が県の事前の承諾を得て、自主事業の全部又は一部を中止又は終了することを妨げない。
- 5 前項但書により事業者が自主事業の全部又は一部を中止若しくは終了することにより発生する費用及び損失は、すべて事業者が負担する。
- 6 事業者は、自主事業にかかる業務の実施を構成企業又は協力企業に委託し又は請け負わせることができる。この場合、事業者は、委託又は請負にかかる契約の締結後速やかに当該委託又は請負の内容を県に報告し、その契約の写しを県に提出しなければならない。
- 7 前項による構成企業又は協力企業への自主事業にかかる業務の委託及び請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 8 前項に従い事業者と受託者又は請負者との間で新たに締結される契約の期間が事業期間を超えない(本事業契約又は自主事業が解除され又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了する。)ものとし、これに反する契約は、効力を有しないものと定めなければならない。
- 9 前項による構成企業若しくは協力企業又は第三者への自主事業にかかる業務の委託及び請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成企業若しくは協力企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(自主事業の実施の場所)

第72条 事業者が自主事業を実施するために必要な場合、事業者は、第14条の定めに準じて、県から都市公園法の規定に基づく本設置管理許可、占用許可又は行為許可を受けるものとする。

- 2 事業者は、予め県と協議の上、自主事業にかかる占用許可又は行為許可の運用を円滑化することを目的として、本事業関連書類に定める策定条件に従い、自主事業利用規則を策定し、県は、当該規則に即した許可申請があった場合においては、原則として自主事業にかかる占用許可又は行為許可を付与するものとする。
- 3 事業者は、事業期間の終了までに(第71条第4項但書の規定により事業期間の満了前に自主事業が終了する場合は当該終了のときまでに)、自らの費用負担で占用している部分を原状に復し

て県に引き渡さなければならない。

- 4 事業者が、自主事業を実施する場所に関し、本設置管理許可、占用許可又は行為許可を受けているときは、事業者が当該自主事業を終了する場合は、県は当該本設置管理許可、占用許可及び行為許可を取り消す。

(自主事業の収入及び費用)

第73条 事業者は、自主事業で行う事業の実施により、事業者からサービスの提供を受ける者から料金を徴収し、自己の収入とすることができる。

- 2 県は事業者に対して自主事業に対するサービス対価の支払を行わず、また自主事業に関する一切の費用を負担しない。

第7章 サービス対価の支払

(サービス対価の支払)

第74条 県は、本事業契約の定めるところに従い、事業者に対して統括管理業務、既存公園施設業務及び特定公園施設業務の履行の対価として、別紙 8 第 1 項に定めるサービス対価を支払う。

- 2 サービス対価の支払方法は別紙 8 第 3 項、支払スケジュールは別紙 8 第 5 項に定めるところによる。

(サービス対価の改定等)

第75条 県は、サービス対価について、別紙 8 第 4 項に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

(サービス対価の減額)

第76条 県によるモニタリングの結果、事業者の業務内容が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断した場合には、別紙 9 の規定に基づきサービス対価を減額する。

(サービス対価の返還)

第77条 県は、業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを事業者に対して通知した場合、事業者は県に対して、当該虚偽記載が認められれば県が別紙 9 の記載に従い減額し得たサービス対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第8章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第1節 契約期間

(契約期間)

第78条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、管理運営業務期間の終了日をもって終了する。

第2節 特定公園施設等引渡し前の契約解除等

(特定公園施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第79条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い特定公園施設等の全部が県に引き渡されるまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本件業務の全部又は一部の履行を怠り（事業者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までに特定公園施設等を県に引き渡すことができないとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定、設置管理許可が取り消されたとき。
- (5) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 構成企業又は協力企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本事業契約にかかる下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がア乃至オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本事業契約にかかる下請契約等に当たって、ア乃至オのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず

ず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (8) 前各号に掲げる場合の他、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、又は事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができない又は本指定若しくは設置管理許可を継続することが適当でないと県が認めたとき。

2 前項の場合において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、県、事業者及び事業者の株主との間における協議を経た上で、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。

3 特定公園施設等の全部の引渡し前に第2項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、サービス対価（整備業務）の合計金額の100分の10に相当する金員を違約金として県が指定する期間内に支払う。さらに、県が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

4 前項の場合において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

5 次に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

6 県が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、特定公園施設等の出来形部分が存在する場合、県は、これを検査の上、その全部又は一部を、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）で、買い取ることができる。

7 前項の場合において、県が特定公園施設等の出来形部分を買取らない場合、事業者は、自らの責任及び費用負担により、特定公園施設等の買取られない部分にかかる事業用地を原状に回復した上で、速やかにこれを県に引き渡さなければならない。

8 県は、第6項の出来形部分にかかる工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）（もしあれば）と、第3項に基づく違約金及び損害賠償請求権とを、対当額で相殺することができる。この場合、県はかかる相殺後の残額（もしあれば）を、県の選択によ

り、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(特定公園施設等引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第80条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い特定公園施設等の全部が県に引き渡されるまでの間において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から 30 日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 県は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定及び設置管理許可を取り消す。
- 3 前項の規定により、本事業契約が解除された場合、県は、特定公園施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 4 県は、事業者に対し、前項の特定公園施設等の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 5 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

(特定公園施設等引渡し前の法令変更による契約解除等)

第81条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い特定公園施設等の全部が県に引き渡されるまでの間において、第 92 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、県は、特定公園施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 県は、事業者に対し、前項の特定公園施設等の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
 - 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払を除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

(特定公園施設等引渡し前の不可抗力による契約解除)

第82条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い特定公園施設等の全部が県に引き渡される

までの間において、第 94 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から 60 日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第 1 号により本事業契約が解除された場合、県は、特定公園施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 県は、事業者に対し、前項の特定公園施設等の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払を除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

第 3 節 特定公園施設等引渡し以後の契約解除等

（特定公園施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第83条 特定公園施設等の全部の引渡し後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合の手続は、第 90 条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間において合計 60 日以上にわたり、本事業関連書類、設置管理許可書、業務水準書及び年度業務計画書に従った運営・維持管理業務を行わないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定、運営権又は設置管理許可が取り消されたとき。
- (5) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、県に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成企業又は協力企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、県の指示又は改善勧告等に従わないとき。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
- (10) 事業者が次のいずれかに該当したとき。

- ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本事業契約にかかる下請契約等に当たって、その相手方がア乃至オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 本事業契約にかかる下請契約等に当たって、ア乃至オのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (11) 前各号に掲げる場合の他、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、又は事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反、不実又は不正により本事業契約の目的を達することができない又は本指定、運営権若しくは設置管理許可を継続することが適当でないと県が認めたとき。
- 2 前項において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。県は、管理運営業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了にかかる業務のために利用していた特定公園施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと県が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、県が相当と認める方法により補償を求めることができる。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本事業契約の全部又は一部を解除する場合において、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により当該解除された部分にかかる本指定、運営権又は設置管理許可を取り消す。それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、県はその賠償の責めを負わない。ただし、かかる本指定、運営権又は設置管理許可の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前項第1号の規定による解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

- 4 県は、第2項第1号による本事業契約の解除後も、特定公園施設の所有権を有する。
- 5 第2項第1号により県により本事業契約が解除された場合、事業者は、本事業契約解除日以降に県が支払うべきサービス対価（管理運営業務）の合計金額の100分の10に相当する違約金を、県の指定する期間内に、県に対して支払わなければならない。さらに、県が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 前項の場合において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 7 第79条第5項各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
- 8 県は、サービス対価（整備業務）の残額（もしあれば）並びに既履行分のサービス対価（管理運営業務）の合計額と、第5項の違約金及び損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県は、かかる相殺後の残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（特定公園施設等引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 第84条 事業者は、特定公園施設等の全部の引渡し後において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から30日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 県は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定及び設置管理許可を取り消す。
 - 3 県は、第1項の規定による本事業契約の解除後も、特定公園施設の所有権を有する。この場合において、県は、サービス対価（整備業務）の残額（もしあれば）並びに既履行分のサービス対価（管理運営業務）の合計額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
 - 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

（特定公園施設等引渡し以後の法令変更による契約解除等）

- 第85条 特定公園施設等の全部の引渡し後において、第92条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。
- (1) 県は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定、運営権及び設置管理許可を取り消す。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業

契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。

- 2 県は、前項第1号による本事業契約の解除後も、特定公園施設の所有権を有する。この場合、県は、解除された部分に該当するサービス対価（整備業務）の残額（もしあれば）並びに既履行分のサービス対価（管理運営業務）の合計額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者がすでに管理運営業務を開始している場合、県は、事業者が管理運営業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第10章の規定に従う。
- 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払を除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

（特定公園施設等引渡し以後の不可抗力による契約解除等）

第86条 本引渡日以後において、第95条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定若しくは設置管理許可を取り消し又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 県は、前項第1号による本事業契約の解除後も、特定公園施設等の所有権を有する。この場合、県は、解除された部分に該当するサービス対価（整備業務）の残額（もしあれば）並びに既履行分のサービス対価（管理運営業務）の合計額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第11章の規定に従う。
 - 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払を除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

（運営権等の取消し）

- 第87条 維持管理運営期間開始後に特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、PFI法第29条第1項の規定に従い、県は解除された部分にかかる本指定及び運営権を取り消すものとする。
- 2 本事業契約の全部又は一部が解除された場合、県は解除された部分に関する設置管理許可を取り消すものとする

第4節 本事業契約終了に際しての処置

(本事業契約終了に際しての処置)

第88条 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分にかかる事業用地又は本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理にかかる物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる県の処置について異議を申し出ることができず、かつ、県がかかる処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、県に対し、当該終了部分にかかる本施設を運営及び維持管理するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第89条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第5節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)

第90条 県は、本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙9の規定に基づき、各本件業務につきモニタリングを行う。

2 モニタリングの結果、事業者による各本件業務の実施が本事業関連書類を逸脱していると県が判断した場合には、県は、別紙9に従って、各本件業務につき必要な措置（是正要求、サービス対価の減額、維持管理・運営受託者等の変更、本事業契約の解除を含む。）を行う。

3 モニタリングにかかる費用のうち、本事業契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを県の負担とする。

4 事業者は、各本件業務について、本事業関連書類を逸脱する状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに県に対して報告・説明しなければならない。

第9章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第91条 事業者は、県に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

(1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を

履行する権限及び権利を有している。

- (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。
- 2 事業者は、本事業契約に基づくすべての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 県の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位、本事業契約に基づく権利若しくは義務又は運営権を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、県の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が県との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 県の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、又は組織変更を行わないこと。
 - (5) 事業者の代表者、役員又は商号等に変更があった場合、直ちに県に通知すること。

第10章 法令変更

(通知の付与及び協議)

- 第92条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。県及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、県は、当該法令等の変更にに対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

- 第93条 法令等の変更により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場

合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 10 の定めに従う。

第 11 章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第94条 事業者は、不可抗力により、本施設について、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、県に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、県は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第95条 不可抗力により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 11 の定めに従う。

2 不可抗力により、本件業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙 11 の定めに従う。

第 12 章 その他

(公租公課の負担)

第96条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。県は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合（第 93 条が適用される場合を含む。）を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

(融資団との協議)

第97条 県は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（県が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定めることができる。

(財務書類の提出)

第98条 事業者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度末日よ

り3ヶ月以内に、監査済計算書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を県に提出し、かつ、県に対して監査報告を行なう。県は当該監査済財務書類を公表することができる。

（設計図書等の著作権）

第99条 県は、設計図書等及び建築著作物としての特定公園施設について、県の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

- 2 設計図書等又は特定公園施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、県が設計図書等及び特定公園施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は作者（県を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
 - （1） 設計図書等及び特定公園施設の内容を公表すること。
 - （2） 特定公園施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、県及び県が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - （3） 特定公園施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - （4） 特定公園施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、予め県の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - （1） 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - （2） 設計図書等又は特定公園施設の内容を公表すること。
 - （3） 特定公園施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

（著作権の侵害の防止）

第100条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、県が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、県に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

（特許権等の使用）

第101条 事業者は、第三者の特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、県が指定した工事材料、施工法等で、募集要項等に特許権等の対象であることが明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県が責任を負担する。

(秘密保持)

第102条 本事業契約の各当事者は、本事業又は本事業契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者（事業者を除く。）に開示又は漏洩してはならず、本事業契約の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本事業契約に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 県が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本事業契約の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本事業契約の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の保護等)

第103条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報保護条例（平成12年奈良県条例第32号）及びその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等を遵守し、本件業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。

- 2 事業者は、奈良県個人情報保護条例及び県の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
- 3 事業者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 4 事業者若しくは第三者が前三項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは事業者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、県が損害を被った場合、事業者は県に対し損害を賠償するとともに、県が必要と考える措置をとらなければならない。

(条例等の適用)

第104条 県及び事業者は、本事業契約が、奈良県契約規則その他県の定める条例及び規則を含む法令等に従って締結されることを、それぞれ確認する。

- 2 事業者は、自ら及び本事業にかかる業務の一部を請け負い又は受託する者をして、法令等を遵守し又は遵守させる。

第13章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第105条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。

2 本事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。

3 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

第106条 県又は事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(協議)

第107条 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、県と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

2 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、県及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(準拠法)

第108条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第109条 本事業契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下本頁余白)

別紙1 用語の定義

(第1条関係)

1. 維持管理企業
事業者から直接維持管理業務を受託し又は請け負う者である●●をいう。
2. 維持管理業務
本件業務のうち既存公園施設業務、特定公園施設業務、公募対象公園施設業務及び自主提案施設等業務（もしあれば）にかかる維持管理業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
3. 維持管理業務責任者
第52条に基づき事業者が設置する維持管理業務責任者をいう。
4. 一次造成対象土地
事業者が本事業関連書類に従いその一次造成を行う土地（詳細は要求水準書による。）をいう。
5. 運営権
既存公園施設及び特定公園施設に対して設定されるPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
6. 運営権存続期間満了日
運営権の存続期間の満了日である令和41年3月31日をいう。
7. 運営企業
事業者から直接運営業務を受託し又は請け負う者である●●をいう。
8. 運営業務
本件業務のうち既存公園施設業務、特定公園施設業務及び公募対象公園施設業務にかかる運営業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
9. 運営業務責任者
第52条に基づき事業者が設置する運営業務責任者をいう。
10. 解体等対象施設
第44条に基づき事業者が解体・撤去・移設を行う対象となる事業敷地上の既存の施設をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
11. 解体設計図書
第44条に基づき事業者が行う解体等対象施設の解体・撤去・移設工事等に関する設計図書をいう。
12. 開庁日
行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。
13. 完成図書等

本事業関連書類に基づき事業者が県に提出すべき書類の全てをいう。

14. 管理運営業務

運営業務及び維持管理業務の総称をいう。

15. 管理運営業務期間

運営業務及び維持管理業務を実施する期間をいい、既存公園施設について供用開始予定日（第一段階）から令和 41 年 3 月 31 日まで（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）とし、その他の本施設について供用開始予定日（第二段階）から令和 41 年 3 月 31 日まで（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）の期間をいう。

16. 既存公園施設

[] をいう。但し、自主事業（駐車場等）及び自主事業（便益施設等）の対象となるものを除く。

17. 既存公園施設業務

本事業のうち、既存公園施設にかかる管理運営にかかる以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

- (1) 維持管理業務
- (2) 運営業務

18. 基本協定書

本事業に関し、県と代表企業、その他構成企業及び協力企業との間で令和 9 年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

19. 供用開始予定日

供用開始予定日（第一段階）及び供用開始予定日（第二段階）を個別に又は総称していう。

20. 供用開始予定日（第一段階）

既存公園施設の供用開始予定日（管理運営業務期間の開始予定日）である令和 11 年 4 月 1 日をいう。

21. 供用開始予定日（第二段階）

既存公園施設以外の本施設の供用開始予定日（管理運営業務期間の開始予定日）である令和 13 年 4 月 1 日をいう。

22. 協力企業

優先交渉権者を構成する企業のうち、事業者に対し出資を行わず、事業者から本件業務の一部を直接受託する若しくは請け負う者をいう。

23. 建設企業

事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者である●●をいう。

24. 建設業務

本件業務のうち特定公園施設業務、公募対象公園施設業務及び自主提案施設等業務にかかる建設業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

25. 建設業務責任者

第 31 条第 2 項に基づき事業者が設置する建設業務責任者をいう。

26. 建設工事期間

令和●年●月●日を開始日とし、令和 13 年 3 月 31 日（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

27. 工事監理企業

事業者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者である●●をいう。

28. 工事監理業務

本件業務のうち特定公園施設業務、公募対象公園施設業務及び自主提案施設等業務にかかる工事監理業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

29. 工事監理業務責任者

第 46 条第 2 項に基づき事業者が設置する工事監理業務責任者をいう。

30. 構成企業

優先交渉権者を構成する企業のうち、事業者に対し出資する者であって、事業者から本件業務の一部を直接受託する若しくは請け負う者をいう。

31. 公募対象公園施設

事業者が自らの提案に基づき本事業契約に従いその整備及び管理運営を行う、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に定める公募対象公園施設をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

32. 公募対象公園施設業務

本事業のうち、公募対象公園施設の整備及び管理運営にかかる以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

- (1) 設計業務
- (2) 建設業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運営業務

33. サービス対価

本事業契約に基づく事業者の統括管理業務、特定公園施設業務及び既存公園施設業務の履行に対して県が支払う対価をいい、〔サービス対価（整備業務）及びサービス対価（管理運営業務）〕の総称をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙 8 に記載のとおりである。

34. サービス対価（管理運営業務）

別紙 8 に定義されるサービス対価のうち D 及び E をいう。

35. サービス対価（整備業務）

別紙 8 に定義されるサービス対価のうち A、B 及び C をいう。

36. 事業期間

本事業契約の締結日を開始日とし、令和 41 年 3 月 31 日まで（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）の期間をいう。

37. 事業年度

毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。但し、最初の事業年度は、本事業契約の締結日から当該事業年度の 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

38. 事業用地

本事業の用に供される用地をいい、詳細は要求水準書貸与資料 1～3 において特定される。

39. 自主事業

自主事業（駐車場等）（もしあれば）、自主事業（便益施設等）（もしあれば）及び自主事業（イベント等）（もしあれば）を個別に又は総称していう。

40. 自主事業（駐車場等）

事業者の提案により、事業者が独立採算で行う自主事業のうち、事業者が〔対象既存施設（駐車場等）〕を改修して行う事業をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

41. 自主事業（便益施設等）

事業者の提案により、事業者が独立採算で行う自主事業のうち、事業者が〔対象既存施設（天平みはらし館、天平つどい館、天平みつき館、天平うまし館）〕を改修して行う事業をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

42. 自主事業（イベント等）

事業者の提案により、事業者が独立採算で行う自主事業のうち、事業者が〔朱雀大路東側地区、平城宮跡南側地区〕において行う事業をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

43. 自主提案施設等

事業者の提案により、自主事業（駐車場等）及び／又は自主事業（便益施設等）のために整備する施設及び設備をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

44. 自主提案施設等業務

自主事業のうち、自主提案施設等（もしあれば）の整備、維持管理及び運営事業をいう。

45. 実施方針等

令和 8 年 7 月 10 日付平城宮跡歴史公園 県営公園区域 整備運営事業実施方針及びその付属資料（その後の変更を含む。）をいう。

46. 実施方針等質疑回答

実施方針等に関する質問に対する県の回答書の総称をいう。

47. 指定管理者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定義される指定管理者であつて、本条例に基づき、本施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

48. 整備業務

本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務及び特定公園施設等の引渡し業務の総称をいう。

49. 整備業務期間

本事業契約の締結日から本引渡予定日までの期間をいう。但し、事業者が本引渡予定日までに全ての特定公園施設等を県に引渡せなかった場合には、本引渡日までの期間をいう。

50. 設計企業

事業者から直接設計業務を受託し又は請け負う者である●●をいう。

51. 設計業務

本件業務のうち特定公園施設業務、公募対象公園施設業務及び既存公園施設業務にかかる設計業務（解体対象施設の解体設計を含む。）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

52. 設計業務期間

本事業契約の締結日を開始日とし、令和●年●月●日（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

53. 設計業務責任者

第 26 条第 2 項に基づき事業者が設置する設計業務責任者をいう。

54. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書、解体設計図書及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

55. 設計図書等

設計図書、完成図書等、及びその他本事業契約の整備業務に関連して県の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

56. 設置管理許可

事業者による公募対象公園施設及び自主提案施設等の設置又は管理運営に関して、都市公園法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づく、本事業契約及び本事業関連書類の内容に従った、公募対象公園施設にかかる設置許可並びに自主提案施設等にかかる設置及び管理許可を総称していう。

57. 設置管理許可書

設置管理許可に関して県が事業者に対して交付する予定の、公募対象公園施設にかかる設置許可書並びに自主提案施設等にかかる設置許可書及び管理許可書を総称していう。

58. 提案書類

優先交渉権者が令和●年●月●日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式、提案書類に関する県からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明又は補足として優先交渉権者又は事業者が本契約締結日までに県に提出して受理されたその他一切の資料をいう。

59. 統括管理業務

本件業務のうち本事業の統括管理に関する業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

60. 統括管理責任者

第 19 条第 1 項に基づき事業者が設置する統括管理責任者をいう。

61. 特定公園施設

事業者が本事業契約に従いその整備及び管理運営を行う、都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に定める特定公園施設をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

62. 特定公園施設業務

本事業のうち、特定公園施設の整備及び管理運営並びに一次造成対象土地の造成にかかる以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

- (1) 設計業務
- (2) 建設業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運營業務

63. 特定公園施設等

特定公園施設及び一次造成対象土地をいう。

64. 年度マネジメント計画書

統括管理責任者が作成し、第 22 条第 1 項に基づき事業者が県に提出する年度マネジメント計画書をいう。

65. 年度マネジメント報告書

統括管理責任者が作成し、第 23 条第 1 項に基づき事業者が県に提出する年度マネジメント報告書をいう。

66. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、県又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、法令等の変更並びに埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染等の瑕疵で募集要項等から合理的に推測し得る土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は「不可抗力」に含まれない。

67. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

68. 募集要項等

令和 8 年●月●日付で公表された平城宮跡歴史公園県営公園区域整備運営事業にかかる募集要項及びその別添資料（要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書（案）及び事業契約書（案））並びにその他本事業を実施する事業者の選定手続に関して県が公表し又は優先交渉権者に提示した資料（その後の変更を含む。）をいう。

69. 募集要項等質疑回答

募集要項等に関する質問に対する県の回答書の総称をいう。

70. 本件業務

本事業において事業者が行う本事業契約第 3 条第 1 項各号に掲げる業務及び事業を構成する各業務を個別に又は総称していう。

71. 本工事

整備業務にかかる工事をいう。

72. 本事業

PFI 法に基づき、県が特定事業として選定した平城宮跡歴史公園県営公園区域整備運営事業をいう。

73. 本事業関連書類

募集要項等、募集要項等質疑回答、実施方針等、実施方針等質疑回答、基本協定書及び提案書類の総称をいう。

74. 本事業契約の締結日

本事業契約の仮契約が奈良県議会の議決を経て本契約となった日をいう。

75. 本施設

特定公園施設等、既存公園施設、公募対象公園施設及び自主提案施設等（もしあれば）を個別に又は総称していう。

76. 本指定

事業者を、既存公園施設及び特定公園施設の指定管理者として指定することをいう。

77. 本条例

既存公園施設及び特定公園施設における指定管理者の指定に関して県が定めた条例である奈良県都市公園条例（昭和 35 年条例第 11 号）をいう。

78. 本日程表

別紙 3 記載の本事業にかかる日程表をいう。

79. 本引渡日

全ての特定公園施設等が実際に県に引き渡された日をいう。

80. 本引渡予定日

令和 13 年 3 月 31 日又は本事業契約に従い変更されたその他の日をいう。

81. 埋蔵物

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

82. モニタリング

本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 9 の規定に基づき、本件業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

83. 要求水準書

本事業に関し令和 8 年●月●日に募集要項とともに公表された要求水準書及び貸与資料（その後の変更を含む。）をいう。

84. PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

別紙2 事業概要書

(第3条関係)

【要求水準書及び提案書類に従い作成する。】

別紙3 本日程表

(第4条関係)

- | | |
|-------------|--|
| 1. 本契約締結日 | 議会の議決の日 |
| 2. 建設工事期間 | 本契約締結日～令和13年3月31日 |
| 3. 工事開始日 | 令和●年●月●日 |
| 4. 本引渡予定日 | 令和13年3月31日 |
| 5. 管理運営業務期間 | 第一段階：令和11年4月1日～
第二段階：令和13年4月1日～令和41年3月31日 |
| 6. 本事業契約終了日 | 令和41年3月31日 |

別紙4 基本設計図書

(第 29 条関係)

- 1 表紙、目次
- 2 建築概要書
 - (1) 建築（意匠）
- ア 建築（意匠）基本設計説明書
- イ 面積表及び求積表
- ウ 配置図
- エ 建築（意匠）基本設計図 ・ 平面図 ・ 立面図（各面） ・ 断面図（主要部） ・ 矩計図（主要部詳細）
- オ 仕様概要書
- カ 仕上表
 - (2) 建築（構造）
- ア 建築（構造）基本設計説明書
- イ 建築（構造）基本設計図
- 3 電気設備概要書
 - (1) 電気設備基本設計説明書
 - (2) 電気設備基本設計図
- 4 機械設備概要書
 - (1) 空気調和設備基本設計説明書
 - (2) 空気調和設備基本設計図
 - (3) 給排水衛生設備基本設計説明書
 - (4) 給排水衛生設備基本設計図
- 5 備品レイアウト
- 6 その他
 - (1) 工事費概算書
 - (2) 建設工事工程表
 - (3) その他必要図書
- 7 資料
 - (1) 2～4 に関する設計条件整理資料
 - (2) 2～4 に関する各種技術資料
 - (3) 2～4 に関する官公庁等打合せ記録

※提出時の体裁、部数等については、別途県の指示するところによる。

別紙5 実施設計図書

(第 29 条関係)

1 表紙、目次

2 工事内訳書

- ・ 工事内訳書は工種ごととし、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従い、細目まで作成すること。
- ・ 数量は建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従い積算すること。

3 計算書等

- ・ 構造計算書
- ・ 設備負荷計算書
- ・ 省エネルギー計算書（PAL／CEC 計算書）
- ・ 官公庁打合せ記録簿

4 図面（建築）

- ・ 特記仕様書
- ・ 図面リスト
- ・ 案内図
- ・ 配置図
- ・ 仕上表
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 矩計図
- ・ 各部詳細図
- ・ 展開図
- ・ 建具表
- ・ サイン計画図
- ・ 外構図
- ・ 日影図
- ・ 構造図
- ・ 諸室毎の面積表
- ・ 工程図
- ・ 透視図
- ・ 鳥瞰図
- ・ その他必要図面

5 図面（電気）

- ・ 特記仕様書
- ・ 図面リスト

- ・ 屋外配線図
- ・ 受変電設備図
- ・ 非常用発電機設備図
- ・ 幹線動力設備配線図
- ・ 電灯コンセント設備配線図
- ・ 弱電設備配線図
- ・ 各種系統図
- ・ 機器参考図
- ・ 防災設備配線図
- ・ その他必要図面

6 図面（空調）

- ・ 特記仕様書
- ・ 図面リスト
- ・ 機器及び器具表
- ・ 各種系統図
- ・ 機械室平面図・断面図
- ・ 換気設備平面図
- ・ 排煙設備平面図
- ・ 部分詳細図
- ・ 中央監視関係図
- ・ 自動制御系統図
- ・ 制御システム図
- ・ 制御機器表
- ・ 盤結線図
- ・ 計装配線図
- ・ その他必要図面

7 図面（衛生）

- ・ 特記仕様書
- ・ 図面リスト
- ・ 屋外配管図
- ・ 機器及び器具表
- ・ 配管系統図
- ・ 詳細図（便所他）
- ・ その他必要図面

8 什器・備品

- ・ 什器・備品リスト
- ・ 什器・備品カタログ

9 その他

- ・ 建設工事工程表
- ・ 確認申請関係必要図書
- ・ その他必要図書

10 資料

- ・ 2～9 に関する設計条件整理資料
- ・ 2～9 に関する各種技術資料

※提出時の体裁、部数等については、別途県の指示するところによる。

別紙6 事業者等が付保する保険

(第 25 条、第 59 条関係)

1. 整備業務期間中の保険

事業者は、整備業務期間中、次の条件を満たす保険に加入しなければならない。なお、以下の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(1) 工事保険（工事内容により、建設工事保険または組立保険または土木工事保険またはこれらの組み合わせによることも差し支えない。）

①保 険 契 約 者：事業者又は建設企業

②被 保 険 者：事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに県を含む。

③保 険 の 目 的：本工事にかかる工事の目的物（新築、増改築、補修工事を含む）、工事用材料、仮工事、工事用仮設備、建設用機械設備、ただし、工事用仮設備及び建設用機械設備についてはその所有者またはリース業者等が別途付保している場合はこの限りでない。

④保 険 金 額：工事目的物の完成価格（消費税を含む再調達価格）とし、工事用仮設備、建設用機械器具については新調達価格とする。

⑤保 険 期 間：基礎工事着工時から県に対する完成引き渡し時まで

⑥その他保険条件：水災害危険担保条件、地震危険担保条件（ただし、地震保険金額は工事保険金額の 1%以上とする）、一部使用火災危険担保条件、県及び県の役職員に対する求償権不行使条件

(2) 請負業者賠償責任保険（上記工事保険契約の特約として「損害賠償責任担保特約条項」を付帯することも差し支えない。）

①保 険 契 約 者：事業者又は建設企業

②被 保 険 者：事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）並びに県を含む。

③保 険 の 内 容：本工事（新築、増改築、補修、改修工事を含む）の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、既存施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保

④保 険 金 額：対人 1 名 1 億円以上、1 事故 10 億円以上、対物 1 事故 5 億円以上

⑤保 険 期 間：工事着工時から県に対する完成引き渡し時まで

⑥その他保険条件：被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求

償権不行使条件、県の所有・使用又は管理する既存構築物に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(3) 生産物賠償責任保険（毎年ごとの契約更新も差し支えない。）

- ①保 険 契 約 者：事業者又は建設企業
- ②被 保 険 者：事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者
- ③保 険 の 内 容：工事目的物の完成引き渡し後の工事（新築、増・改築、補修工事を含む）の目的物の契約不適合に起因して発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保 険 金 額：対人・対物共通で、1 事故及び期間通算で 2 億円以上
- ⑤保 険 期 間：工事目的物の県に対する完成引き渡し時から最低 2 年間の契約不適合期間
- ⑥その他保険条件：クレームメイド(保険求償)条件、対人・対物共通保険金額設定条件

2. 管理運営業務期間中の保険

事業者は、管理運営業務期間中、次の条件を満たす保険に加入しなければならない。
なお、以下の保険契約は 1 年ごとの更新も認められることとする（この場合、更新の都度保険証書の原本証明付き写しを県に提出しなければならない。）。なお、以下の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(1) 請負業者賠償責任保険（本事業契約における維持管理業務及び運営業務等の請負・受託業務遂行に起因する第三者賠償損害を担保するものとし、ビルメンテナンス業者賠償責任損害、警備業者賠償責任損害をもあわせ担保するものとする。）

- ①保 険 契 約 者：事業者又は維持管理企業若しくは運営企業
- ②被 保 険 者：事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負・受託業者並びに県を含む。
- ③保 険 の 内 容：本事業契約にかかる維持管理業務及び運営業務等の請負・受託業務の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保 険 金 額：対人 1 名 1 億円以上、1 事故 10 億円以上、対物 1 事故 5 億円以上
- ⑤保 険 期 間：維持管理業務及び運営業務の請負・受託業務の開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新

も差し支えない。

- ⑥その他保険条件：被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、既存物件に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(2) 施設管理者賠償責任保険（本事業契約における維持管理・運營業務の対象となる公園施設及び施設内の昇降機設備等の所有、使用、管理・運營業務遂行に起因する第三者賠償損害を担保する。）

- ①保 險 契 約 者：事業者または施設維持管理・運營業務再受託企業
- ②被 保 險 者：事業者、施設維持管理・運營業務再受託企業およびそのすべての下請負業者、並びに、県を含む。
- ③保 險 の 内 容：本事業契約にかかる維持管理・運營業務の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保 險 金 額：対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上
- ⑤保 險 期 間：施設維持管理・運營業務の開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない。
- ⑥その他保険条件：被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、既存物件に対する賠償損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(3) 生産物賠償責任保険（毎年ごとの契約更新も差し支えない。）

- ①保 險 契 約 者：事業者又は運営企業
- ②被 保 險 者：事業者、運営企業及びそのすべての下請負・受託業者
- ③保 險 の 内 容：本施設の維持管理・運営期間中、事業者、運営企業又はその下請負・受託業者が販売した物品、提供した飲食物の瑕疵に起因する第三者（県及び県の役職員、来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保 險 金 額：対人・対物共通で、1事故及び年間通算で2億円以上
- ⑤保 險 期 間：運營業務開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない。
- ⑥その他保険条件：クレームメイド(保険求償)条件、対人・対物共通保険金額

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

別紙7 保証書の様式

(第 41 条関係)

【施工企業】（以下「保証人」という。）は、平城宮跡歴史公園県営公園区域整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が奈良県（以下「県」という。）との間で締結した令和 9 年●月●日付事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第 1 条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第 1 条（保証）

保証人は、本事業契約第 41 条第 1 項に基づく契約不適合責任に基づき事業者が県に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第 2 条（通知義務）

県は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条（保証債務の履行の請求）

- 1 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求にかかる保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第 5 条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務が全

て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関する全ての紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和●年●月●日

保証人： []

代表取締役 []

別紙8 サービス対価の構成及び支払方法
(第 74 条、第 75 条関係)

1. サービス対価の構成

サービス対価は、下表の項目により構成される。

表 本県が支払うサービス対価の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
全体プロデュース業務 (サービス対価 A)	維持管理・運営業務準備費 (サービス対価 A-1)	・ SPC の設立費 ・ 既存公園施設の指定管理業務開始までの期間における SPC 運営に要する費用のうち、特定公園施設の設置に相当する分 ・ 既存公園施設の指定管理業務及び運営業務の継承にあたり必要な費用
	開業準備費 (サービス対価 A-2)	・ 特定公園施設の開業準備に必要な費用
	全体プロデュース業務費用 (サービス対価 A-3)	・ 特定公園施設及び既存公園施設（但し、事業者が管理許可を与える範囲を除く）の維持管理・運営業務に関して、維持管理・運営期間における SPC の管理運営に係る費用（法人の利益に対して係る税金、税引き利益等を含む）
特定公園施設の 設置業務 (サービス対価 B)	設計業務 (サービス対価 B-1)	・ 設計費 ・ 共通管理費
	工事監理業務 (サービス対価 B-2)	・ 工事監理費 ・ 共通管理費
	建設業務 (サービス対価 B-3)	・ 直接工事費 ・ 共通管理費
既存公園施設の 改修業務 (サービス対価 C)	設計業務 (サービス対価 C-1)	・ 設計費 ・ 共通管理費
	工事監理業務 (サービス対価 C-2)	・ 工事監理費 ・ 共通管理費
	改修業務	・ 直接工事費

	(サービス対価 C-3)	・ 共通管理費
公園施設の 維持管理業務 (サービス対価 D)	既存公園施設の 維持管理業務 (サービス対価 D-1)	維持管理に要する費用 【費用の内訳】 ・ 人件費 ・ 清掃費 ・ 保守管理・点検費 ・ 警備費 ・ 植栽管理費 ・ 保険料（施設管理者賠償責任保険） ・ 修繕費（100 万円/件以下） ・ その他、維持管理に必要な費用
	特定公園施設の 維持管理業務 (サービス対価 D-2)	
公園施設の 運営業務 (サービス対価 E)	既存公園施設の 運営業務 (サービス対価 E-1)	運営に要する費用から、既存公園施設の使用料収入（見込み）を差し引いた費用 【費用の内訳】 ・ 人件費 ・ 機器賃借料 ・ 光熱水費 ・ その他、運営に必要な費用 【使用料収入】 ・ 都市公園条例第 11 条に基づく使用料収入
	特定公園施設の 運営業務 (サービス対価 E-2)	運営に要する費用 【費用の内訳】 ・ 人件費 ・ 機器賃借料 ・ 光熱水費 ・ その他、運営に必要な費用

2. サービス対価の算定方法

(1) サービス対価 A

ア サービス対価 A-1

県は、SPC の設立、既存公園施設の指定管理業務開始前における SPC の管

理運営及び既存公園施設の指定管理業務継承に必要な費用について、事業者が提案する金額に 100 分の 10 を加えた額を支払う。

イ サービス対価 A-2

県は、特定公園施設の開業準備に要する費用について、事業者が提案する金額に 100 分の 10 を加えた額を支払う。

ウ サービス対価 A-3

県は、特定公園施設及び既存公園施設（但し、事業者に管理許可を与える範囲を除く）に関して、維持管理・運営期間における SPC の管理運営に係る費用（法人の利益に対して係る税金、税引き利益等を含む）について、事業者が提案する金額に 100 分の 10 を加えた額を支払う。

(2) サービス対価 B

サービス対価 B は国が交付する社会資本整備総合交付金及び同交付金と同額の県単独支出分により支払うものとし、下式により算定する。ただし、実際に事業者に支払うサービス対価 B は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。

なお、事業者は、県の交付金関連資料作成への協力及び各年度出来高検査に協力するものとする。かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。

サービス対価 B-1＝事業者が提案する設計費＋消費税相当額※

サービス対価 B-2＝事業者が提案する工事監理費＋消費税相当額※

サービス対価 B-3＝事業者が提案する建設費＋消費税相当額※

※：消費税相当額は、施設整備費の合計の 100 分の 10 とする。

(3) サービス対価 C

事業者が既存公園施設の内装撤去工事を実施する場合に限り、県はサービス対価 C を支払うものとする。下式により算定する。

サービス対価 C-1＝事業者が提案する設計費＋消費税相当額※

サービス対価 C-2＝事業者が提案する工事監理費＋消費税相当額※

サービス対価 C-3＝事業者が提案する建設費＋消費税相当額※

※：消費税相当額は、施設整備費の合計の 100 分の 10 とする。

(4) サービス対価 D

ア サービス対価 D-1

県は、既存公園施設の維持管理業務にかかる対価として、サービス対価 D-1 を指定管理業務開始日から本事業期間終了までの間、支払う。

サービス対価 D-1 は既存公園施設の維持管理に要する費用の合計に 100 分の 10 を加えた額とし、その額は事業者の提案する金額とする。

なお、既存公園施設の維持管理に要する費用の内訳は上記の「表 本県が支払うサービス対価の構成」に記載のとおりとする。

イ サービス対価 D-2

県は、特定公園施設の維持管理業務にかかる対価として、サービス対価 D-2 を運営開始日から本事業期間終了までの間、支払う。

サービス対価 D-2 は特定公園施設の維持管理に要する費用の合計に 100 分の 10 を加えた額とし、その額は事業者の提案する金額とする。

なお、特定公園施設の維持管理に要する費用の内訳は上記の「表 本県が支払うサービス対価の構成」に記載のとおりとする。

(5) サービス対価 E

ア サービス対価 E-1

県は、既存公園施設の運営業務にかかる対価として、サービス対価 E-1 を

指定管理業務開始日から本事業期間終了までの間、支払う。

サービス対価 E-1 は既存公園施設の運営に要する費用の合計に 100 分の 10 を加えた額から利用料金収入を差し引いた金額とし、その額は事業者の提案する金額とする。

なお、既存公園施設の運営に要する費用および、利用料金収入の内訳は上記の「表 本県が支払うサービス対価の構成」に記載のとおりとする。

利用料金収入は、都市公園条例及び都市公園条例施行規則で定める額を用いて算定することとする。

イ サービス対価 E-2

県は、特定公園施設の運營業務にかかる対価として、サービス対価 E-2 を運営開始日から本事業期間終了までの間、支払う。

サービス対価 E-2 は特定公園施設の運営に要する費用の合計に 100 分の 10 を加えた額から自主事業収益を差し引いた金額とし、その額は事業者の提案する金額とする。

なお、特定公園施設の運営に要する費用および、自主事業収益の内訳は上記の「表 本県が支払うサービス対価の構成」に記載のとおりとする。

3. サービス対価の支払い方法

(1) サービス対価 A

ア サービス対価 A-1

サービス対価 A-1 は、施設設置業務開始後最初の出来高検査終了後に支払う。事業者は、初回の出来高検査に合格した後、速やかに請求書を県に対して提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価 A-1 を支払う。

イ サービス対価 A-2

サービス対価 A-2 は、特定公園施設の営業開始後最初のモニタリング検査終了後に支払う。事業者は、モニタリング結果の通知を受けた後、速やかに請求書を県に対して提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価 A-2 を支払う。

ウ サービス対価 A-3

サービス対価 A-3 は、既存公園施設の指定管理業務開始日から本事業期間の終了までの間、令和 11 年 4 月 1 日以降、年 4 回、計 120 回払いとする。事業者は、対象となる四半期（4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回。）が開始する前々月末日までに当該四半期に相当する請求書を県に提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価を事業者に支払う。

(2) サービス対価 B、C

ア サービス対価 B-1、C-1

サービス対価 B-1 及び C-1 は、施設設置業務開始後最初の出来高検査終了後に支払う。事業者は、初回の出来高検査に合格した後、速やかに請求書を県に対して提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価 B-1 及び C-1 を支払う。

イ サービス対価 B-2、B-3、C-2、C-3

サービス対価 B-2、B-3、C-2 及び C-3 は各年度の出来高に応じて支払う。事業者は、各年度の出来高検査又は完成検査に合格した後、速やかに請求書を県に対して提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価 B-2、B-3、C-2 及び C-3 を支払う。

(3) サービス対価 D、E

ア サービス対価 D-1、E-1

サービス対価 D-1 及び E-1 は、既存公園施設の指定管理業務開始日から本

事業期間の終了までの間、令和 11 年 4 月 1 日以降、年 4 回、計 120 回払いとする。事業者は、対象となる四半期（4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回。）が開始する前々月末日までに当該四半期に相当する請求書を県に提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価を事業者に支払う。

イ サービス対価 D-2、E-2

サービス対価 D-2 及び E-2 は、既存公園施設の指定管理業務開始日から本事業期間の終了までの間、令和 13 年 4 月 1 日以降、年 4 回、計 112 回払いとする。事業者は、対象となる四半期（4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回。）が開始する前々月末日までに当該四半期に相当する請求書を県に提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価を事業者に支払う。

4. サービス対価の改定及び変更

(1) サービス対価 A

ア サービス対価 A-1、A-2

サービス対価 A-1 及び A-2 の改定は実施しない。

イ サービス対価 A-3

維持管理業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価 A-3 を改定する。本契約に定めたサービス対価を基準額とし、下表「サービス対価 A-3 の改定の指標」の年間平均値（前々年度 8 月 1 日から前年度 7 月 31 日までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値）に基づき当該年度のサービス対価を改定する。サービス対価改定の請求は、前年度の 8 月末日までに書面で行わなければならない。

なお、改定率に小数点第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、前回改定が行われた時と比べて 1.5%以上の変動が認められる場合に改定を行う。計算式は以下のとおりとする。

改定後の支払額： $AP_t = AP_x \times (CSPIt / CSPI_x)$

AP_t = t 年度の各サービス対価

AP_x = 前回改定年度（x 年度。初回は本契約締結時）の各サービス対価

$CSPIt$ = t-2 年度 10 月 1 日から t-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

$CSPI_x$ = x-2 年度 10 月 1 日から x-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

※基準年の変更等により、改定に用いる指数の基準年が不一致となった場合には、 $CSPIt$ で用いる指数と同一基準年の指数で前回改定年度の数値 $CSPI_x$ を算出し直したうえで改定後の支払額を計算する。

表 サービス対価改定に用いる指標

区分	内容
人件費	「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の「実質賃金指数」

(2) サービス対価 B、C

ア サービス対価 B-1、C-1

サービス対価 B-1、及び C-1 の改定は実施しない。

イ サービス対価 B-2、B-3、C-2、C-3

県又は事業者は、施設整備期間内で本契約の効力発生日から 12 か月を経過し

た後に日本 国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価 B-2、B-3、C-2、C-3 が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価 B、C の改定を請求することができる。なお、物価水準の 変動による場合は、変動の基準となる指標は、下表のとおりとする。また、サービス対価 B-2、B-3、C-2、C-3 の改定の請求は、本件施設の引渡しの 3 か月前までに書面により行わなければならない。

表 サービス対価 A、B、C の改定の指標

区分	内容
サービス対価 B-2、C-2 (人件費)	「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の「実質賃金指数」
サービス対価 B-3 (土木工事)	「建設物価デフレーター（国土交通省）」の「建設総合－土木総合－公共事業－土木 1（除く災害復旧）」
サービス対価 C-3 (建築工事)	「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」の大阪の建築費指数における「SRC 構造別平均」、「RC 構造別平均」、「S 構造別平均」の工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類

改定の対象となる費用は、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（土木工事、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、什器・備品等の調達・設置に係る工事は除く。）。

県又は事業者は、書面による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価 B、C から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価 B、C を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、サービス対価 B、C の改定に応じなければならない。

なお、サービス対価 B、C の改定は、入札公告日が属する月に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から 12 か月を経過した後に確定している指数の変動が 3 か月継続して 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価 B、C は以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〈物価上昇の場合〉 変動前残工事代金額 × { (1 + 物価変動率) - 0.015 } 〈物価下落の場合〉 変動前残工事代金額 × { (1 + 物価変動率) + 0.015 } また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。 物価変動率 = $\alpha - 1$ α : P_t / P_0 P_t : 改定の条件を満たす 3 か月の指数の平均値 P_0 : 入札書類の提出日が属する月に確定している指数
--

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、表 サービス対価 B、C の改定の指標や上記のサービス対価改定額算定式に基づき、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議

が整わない場合にあっては、県が定め、事業者に通知する。

協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、県が書面による請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

サービス対価 B、C 改定の請求は、本規定によりサービス対価 B、C の改定を行った後、再度行うことができる。この場合においては、「本契約の効力発生日」とあるのは、「直前のサービス対価 B、C の改定の基準とした日」とするものとする。

(3) サービス対価 D-1、D-2

維持管理業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価 D を改定する。本契約に定めたサービス対価を基準額とし、下表「サービス対価 D の改定の指標」の年間平均値（前々年度 8 月 1 日から前年度 7 月 31 日までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値）に基づき当該年度のサービス対価を改定する。サービス対価改定の請求は、前年度の 8 月末日までに書面で行わなければならない。

なお、改定率に小数点第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、前回改定が行われた時と比べて 1.5% 以上の変動が認められる場合に改定を行う。計算式は以下のとおりとする。

改定後の支払額： $AP_t = AP_x \times (CSPIt / CSPIx)$

AP_t = t 年度の各サービス対価

AP_x = 前回改定年度 (x 年度。初回は本契約締結時) の各サービス対価

$CSPIt$ = t-2 年度 10 月 1 日から t-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

$CSPIx$ = x-2 年度 10 月 1 日から x-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

※基準年の変更等により、改定に用いる指数の基準年が不一致となった場合には、 $CSPIt$ で用いる指数と同一基準年の指数で前回改定年度の数値 $CSPIx$ を算出し直したうえで改定後の支払額を計算する。

表 サービス対価改定に用いる指標

区分	内容
人件費	「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の「実質賃金指数」
清掃費	「企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）」の「建物サービス」
保守管理・点検費	「企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）」の「建物サービス」
警備費	「企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）」の「警備」
植栽管理費	「建設工事費デフレーター（国土交通省）」の「公園」
修繕費	「建設工事費デフレーター（国土交通省）」の「建築補修」

(4) サービス対価 E-1、E-2

維持管理・運營業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価 E を改定する。本契約に定めたサービス対価を基準額とし、下表「サービス対価 E の改定の指標」の年間平均値（前々年度 8 月 1 日から前年度 7 月 31 日までに公表され

ている確定値の合計を 12 か月で除した値) に基づき当該年度のサービス対価を改定する。

なお、改定率に小数点第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、前回改定が行われた時と比べて 1.5%以上の変動が認められる場合に改定を行う。サービス対価改定の請求は、前年度の 8 月末日までに書面で行わなければならない。

計算式は以下のとおりとする。

改定後の支払額： $AP_t = AP_x \times (CSPI_t / CSPI_x)$

AP_t = t 年度の各サービス対価

AP_x = 前回改定年度 (x 年度。初回は本契約締結時) の各サービス対価

$CSPI_t$ = t-2 年度 10 月 1 日から t-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

$CSPI_x$ = x-2 年度 10 月 1 日から x-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

※基準年の変更等により、改定に用いる指数の基準年が不一致となった場合には、 $CSPI_t$ で用いる指数と同一基準年の指数で前回改定年度の数値 $CSPI_x$ を算出し直したうえで改定後の支払額を計算する。

表 サービス対価改定に用いる指標

区分	内容
人件費	「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の「実質賃金指数」
機器賃借料	「企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）」の「レンタル」
光熱水費	「国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）」の「電力・都市ガス・水道」

5. サービス対価の支払額及びスケジュール

サービス対価の支払額は以下の通りとする。（提案により記入する。）

別紙9 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

(第 76 条、第 77 条、第 90 条関係)

1. 総則

(1) 本要領の位置付け

本要領は、平城宮跡歴史公園県営公園区域整備運営事業（以下「本事業」という。）における維持管理業務及び運営業務について、事業者が実施する業務が要求水準書、事業契約書及び提案書類（以下「要求水準等」という。）に定める水準を満たしているかを、奈良県（以下「県」という。）が確認（モニタリング）するための基本的な方法、要求水準を満たしていない場合の措置及び改善要求の手続を定めるものである。本要領は、募集要項及び要求水準書と一体のものとして取り扱う。

(2) モニタリングの目的

- ・ 維持管理・運営業務が、要求水準等に定める水準を安定的かつ継続的に満たしていることを確認すること。
- ・ 公園施設としての公共性・安全性・利用者サービスの水準を確保すること。
- ・ 要求水準未達その他の事象を早期に把握し、速やかな改善を促すことにより、長期にわたる本事業の安定的な履行を確保すること。

(3) 施設区分とモニタリングの基本的な考え方

本事業の維持管理・運営業務は、施設の整備手法により次の区分を有する。県のモニタリングは、各手法の性質（所有・費用負担・リスク分担）に応じて、その範囲及び方法を区別して行う。

施設区分	手法・所有	モニタリングの基本的な考え方
公募対象公園施設	B00 方式 (民間所有・完全独立採算)	施設の収益・経営手法そのものは原則として確認対象としない。要求水準（公共目的・安全・衛生・景観・供用継続・法令遵守等）の達成状況及び事業の継続性に着目して確認する。
特定公園施設	BT0 方式 (県所有・指定管理)	要求水準の達成状況を全般的に確認する。県所有施設としての性能・資産の保全状況を含めて確認する。
既存公園施設	R0 方式 (県所有・指定管理)	同上。管理許可範囲を含め、要求水準の達成状況を全般的に確認する。

なお、公募対象公園施設（B00 方式）は完全独立採算により実施するものであり、需要変動・収益に係るリスクは事業者が負担する。したがって、利用者数・売上・利益の多寡それ自体は原則として県のモニタリング及び改善要求の対象としない。ただし、次の事項は B00 方式であっても確認の対象とする。

- ・ 要求水準書及び提案書類で事業者が県に約束した公共的機能・サービス水準（食のハブ拠点機能、地域連携、情報発信、居心地のよい滞在空間

の提供等)の履行状況

- ・ 公園利用者及び来園者の安全・衛生・利便に関わる事項
- ・ 設置許可の条件、事業契約及び関係法令の遵守状況
- ・ 施設の供用継続及び事業継続に影響を及ぼすおそれのある事象（経営上の重大な支障を含む。）

2. 維持管理・運營業務に関するモニタリング方法

(1) モニタリングの体系

モニタリングは、次の3層構造により実施する。県は、事業者によるセルフモニタリングの結果を基礎とし、これを県が確認するとともに、第三者による評価を加えて総合的に確認する。

区分	実施主体	内容	本要求水準書との関係
① セルフモニタリング	事業者	事業者自らが、モニタリング実施計画書に基づき業務の要求水準充足状況を客観的に確認し、記録・報告する。	3-2-3、モニタリング実施計画書、事業評価報告書
② 県による確認モニタリング	県	事業者の報告内容を確認（書面確認・定例会議・現地確認・随時確認）し、要求水準の達成状況を検証する。	本要領
③ 第三者評価	利用者・専門家・有識者等	利用者アンケート、専門家による確認、有識者委員会等による評価を行う。	3-2-3（利用者アンケート、5年ごとの評価）

(2) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書3-2-3の定めに基づき、次のとおりセルフモニタリングを実施する。

ア モニタリング実施計画書の作成

- ・ 事業者は、維持管理業務及び運營業務の開始（新設・再整備施設にあっては供用開始）に先立ち、モニタリング実施計画書を作成し、県の承諾を受ける。
- ・ モニタリング実施計画書には、業務項目ごとに、① 確認する要求水準項目、② 確認指標（数値化できるものは数値目標）、③ 確認方法、④ 確認頻度・時期、⑤ 確認者、⑥ 記録・報告様式、⑦ 未達と判断する基準（判定基準）を定める。
- ・ モニタリング実施計画書は、事業期間中、県との協議に基づき適宜見直す。

イ セルフモニタリングの実施及び報告

事業者は、モニタリング実施計画書に基づき、次のとおりセルフモニタリングを実施し、県に報告する。

報告区分	頻度・時期	主な内容
日常記録	日次	業務日誌、巡回・点検記録、事故・苦情記録
月次報告書	翌月●日まで	月間の業務実施状況、点検・清掃・

		警備・植栽等の実施結果、苦情・事故対応状況、要求水準の充足状況
四半期報告書	四半期終了後●日まで	四半期の業務総括、KPI の達成状況、改善事項
事業評価報告書（年度総括）	翌年度 5 月末まで	年度自己評価、利用者アンケート結果、要求水準未達のおそれの有無、改善方策（要求水準書 3-2-3）

(3) 県による確認モニタリング

県は、事業者のセルフモニタリングの結果を基礎として、次の方法により確認モニタリングを実施する。県は、全ての業務を網羅的に検査するのではなく、報告内容の確認と抜き取りによる現地確認を組み合わせることで効率的に実施する。

確認方法	頻度・時期	内容
書面確認	報告書提出の都度	月次・四半期・年度報告書及び添付記録を確認し、要求水準の達成状況を検証する。
定例会議	月 1 回程度	事業者と定例会議を開催し、業務状況・課題・改善事項を共有し協議する。
定期現地確認	四半期～半期に 1 回程度	県職員が現地に赴き、施設の状態・業務実施状況を確認する。事業者はこれに立ち会う。
利用者評価の確認	年 1 回	事業者が実施する利用者アンケートの結果を確認する（要求水準書 3-2-3）。
随時（臨時）確認	必要が生じた都度	事故・災害・重大な苦情・要求水準未達のおそれ等が生じた場合に、随時報告を求め、又は現地確認を行う。 これ以外に県は独自の調査を行う場合がある。

- ・ 県は、モニタリングの実施に必要な範囲で、事業者に対し、業務に関する記録、財務書類（要求水準書 3-2-2）その他の資料の提出又は報告を求めることができる。
- ・ 県は、必要と認めるときは、あらかじめ事業者へ通知の上、事業者の業務に支障のない範囲で施設に立ち入り、業務の実施状況を確認することができる。事業者は、これに協力する。
- ・ 公募対象公園施設（B00 方式）に係る財務書類の確認は、事業者の利益の多寡を評価することを目的とするものではなく、施設の供用継続及び事業継続に支障が生じるおそれの有無を確認することを目的とする。

(4) モニタリング項目

維持管理業務及び運営業務のモニタリング項目は、要求水準書第7章・第8章に定める要求水準及び提案書類の内容に基づき、次のとおりとする。詳細な確認指標・判定基準は、モニタリング実施計画書に定める。

ア 維持管理業務

業務	主な確認項目
施設・設備の保守管理	法定点検の実施、施設・設備の供用可能な状態の維持、故障・不具合への対応状況
清掃	利用者に不快感を与えない衛生状態の維持、清掃実施状況、汚損への対応
植栽管理	剪定・除草・病虫害防除の実施、景観の維持、遺構・特別史跡・世界遺産緩衝地帯への配慮
警備	巡回・監視の実施、利用者及び来園者の安全確保、不審事象・事故への対応
景観・意匠の維持	施設外観・サイン・色彩等の維持、平城京の歴史性に配慮した空間の維持
防災・緊急時対応	防災機能の維持、避難導線の確保、訓練の実施、緊急時の対応体制

イ 運営業務

業務	主な確認項目
供用・営業	提案した営業日・営業時間の確保、臨時休業の状況
導入機能・サービスの提供	食のハブ拠点機能、飲食・物販・体験コンテンツ等、提案した機能・サービスの提供状況
誘客・地域連携	県内生産者・事業者の参画、地域との連携・協働、着地型観光への寄与
情報発信	ストーリー性のある情報発信の実施状況
利用者対応	苦情・要望への対応、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応
安全・衛生	食品衛生の確保、事故防止、関係法令の遵守
利用者満足度	利用者アンケートの結果、満足度の状況

3. 維持管理・運營業務が要求水準を満たしていない場合の措置

(1) 要求水準未達の判定

- ・ 県は、モニタリングの結果、維持管理業務又は運營業務が要求水準等に定める水準を満たしていないと認めるとき（以下「要求水準未達」という。）は、その内容・程度に応じて本第3に定める措置を講じる。
- ・ 要求水準未達の判定は、モニタリング実施計画書に定める判定基準に基づき行う。判定基準は、業務項目ごとに、要求水準を満たしている状態（水準達成）、一部改善を要する状態（軽微な未達）、重大な未達の状態を区別して定める。

(2) 要求水準未達の区分

区分	内容の例	基本的な措置
軽微な未達（レベル1）	利用者サービスや安全に重大な影響を及ぼさない一時的・軽微な水準の不足	口頭又は書面による注意、事業者による自主的な改善
改善を要する未達（レベル2）	要求水準を継続的に満たしていない状態、又は放置すれば利用者サービス・安全等に影響を及ぼすおそれのある状態	改善要求書の交付、改善計画書の提出・実施、再モニタリング
重大な未達（レベル3）	利用者・来園者の安全に重大な影響を及ぼす事態、要求水準を著しく満たさない状態、改善要求に従わない状態、事業の継続に重大な支障を及ぼす事態	是正勧告、設置許可の取消・指定管理の取消・事業契約の解除等の措置の検討

(3) 段階的な措置の手順

県は、要求水準未達の区分に応じ、原則として次の順序により段階的に措置を講じる。ただし、利用者・来園者の安全に重大な影響を及ぼす事態その他緊急を要する場合は、この順序によらず、直ちに必要な措置を講じることができる。

- ・ ① 注意・是正の指摘（軽微な未達）：県は、事業者に対し、口頭又は書面により是正を求める。事業者は速やかに是正する。
- ・ ② 改善要求書の交付（改善を要する未達）：県は、事業者に対し改善要求書を交付し、改善を求める（第4参照）。
- ・ ③ 改善計画書の提出・実施：事業者は、改善計画書を提出し、県の確認を得た上で改善措置を実施する。
- ・ ④ 再モニタリング：県は、改善措置の実施状況を確認する。改善が認められない場合は⑤へ移行する。
- ・ ⑤ 是正勧告：県は、改善が認められない場合又は重大な未達がある場合、

是正勧告を行い、速やかな是正を求める。

- ・ ⑥ 契約上の措置：重大かつ継続的な未達がある場合、又は是正勧告に従わない場合、県は、事業契約に定めるところにより、設置許可の取消し、指定管理者の指定の取消し、事業契約の解除その他の措置を講じることができる。

(4) B00 方式における措置の特則

公募対象公園施設（B00 方式）は完全独立採算であり、県から事業者への対価の支払（サービス購入料）がないため、対価の減額による措置は行わない。B00 方式における要求水準未達の措置は、次によることを基本とする。

- ・ 改善要求及び改善計画書の提出・実施による是正を基本とする。
- ・ 重大又は継続的な未達がある場合は、事業契約及び都市公園法に基づく設置許可の条件に従い、違約金、設置許可の取消し、事業契約の解除等の措置を講じる。
- ・ 設置許可の取消し又は事業契約の解除に至った場合、事業者は、事業契約に定めるところにより、施設の解体撤去・原状回復その他の必要な措置を自らの責任及び費用において行う。
- ・ 利用者数・売上・利益の多寡は、要求水準未達の判定及び措置の対象としない。ただし、事業の継続に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、県は事業者に報告を求め、対応を協議する。

4. 改善要求

(1) 改善要求の実施

- ・ 県は、要求水準未達（改善を要する未達）を認めたときは、事業者に対し、改善要求書により改善を求める。
- ・ 改善要求書には、① 対象業務、② 要求水準未達と判断した事実及び根拠（該当する要求水準の項目）、③ 未達の区分、④ 改善計画書の提出期限、⑤ 改善の期限を記載する。

(2) 改善計画書の提出

- ・ 事業者は、改善要求書を受領したときは、県が指定する期限までに改善計画書を提出し、県の確認を受ける。
- ・ 改善計画書には、① 要求水準未達の原因分析、② 具体的な改善措置の内容、③ 改善の実施スケジュール、④ 実施体制、⑤ 再発防止策を記載する。
- ・ 県は、改善計画書の内容が不十分と認めるときは、事業者に対し、その修正を求めることができる。

(3) 改善措置の実施及び確認

- ・ 事業者は、県の確認を得た改善計画書に基づき、自らの責任及び費用において改善措置を実施し、その完了を県に報告する。
- ・ 県は、改善措置の実施状況及び完了状況を、書面確認又は現地確認により確認する（再モニタリング）。
- ・ 県は、改善が認められない場合又は改善計画書に定める期限までに改善がなされない場合、第3(3)⑤に定める措置を講じる。

(4) 改善要求の記録及び評価への反映

- ・ 県及び事業者は、改善要求・改善計画・改善結果の一連の経過を記録する。
- ・ 事業者は、改善要求の内容及び改善結果を、事業評価報告書（要求水準書 3-2-3）に反映するとともに、以後の業務改善及び再発防止に活用する。
- ・ 繰り返し同種の要求水準未達が生じる場合、県は、事業者と協議の上、モニタリング実施計画書の見直し、モニタリングの強化その他の必要な措置を講じる。

(5) 改善要求の手続の流れ

改善要求に係る一連の手続の流れは、次のとおりである。

手順	内容
① 未達の把握	県が、モニタリングにより要求水準未達を把握する。

② 改善要求書の交付	県が、事業者に改善要求書を交付する。
③ 改善計画書の提出・確認	事業者が改善計画書を提出し、県が確認する。
④ 改善措置の実施	事業者が改善措置を実施し、完了を報告する。
⑤ 再モニタリング	県が改善状況を確認する。
⑥ 完了又は次段階の措置	改善が確認された場合は通常のモニタリングに復帰。改善が認められない場合は是正勧告等の措置に移行する。

※ 本要領に定めのない事項及び本要領の解釈に疑義が生じた事項については、県と事業者との協議により定める。

5. 是正勧告

(1) 是正勧告の実施

- ・ 県は、改善要求書を交付し、再モニタリングを実施してもなお改善が認められない場合又は重大な未達があると認めた場合は、事業者に対し、是正勧告を行い、改善を求める。
- ・ 改善要求書には、① 対象業務、② 要求水準未達と判断した事実及び根拠（該当する要求水準の項目）、③ 未達の区分、④ 是正計画書の提出期限、⑤ 改善の期限を記載する。

(2) 是正計画書の提出

- ・ 事業者は、是正勧告を受けたときは、県が指定する期限までに是正計画書を提出し、県の確認を受ける。
- ・ 是正計画書には、① 要求水準未達の原因分析、② 具体的な改善措置の内容、③ 改善の実施スケジュール、④ 実施体制、⑤ 再発防止策を記載する。
- ・ 県は、是正計画書の内容が不十分と認めるときは、事業者に対し、その修正を求めることができる。

(3) 是正措置の実施及び確認

- ・ 事業者は、県の確認を得た是正計画書に基づき、自らの責任及び費用において是正措置を実施し、その完了を県に報告する。
- ・ 県は、是正措置の実施状況及び完了状況を、書面確認又は現地確認により確認する（再モニタリング）。
- ・ 県は、改善が認められない場合又は是正勧告に定める期限までに改善がなされない場合、第3(3)⑥に定める措置を講じる。

(4) 是正勧告の記録及び評価への反映

- ・ 県及び事業者は、是正措置・是正計画・是正結果の一連の経過を記録する。

- ・ 事業者は、是正勧告の内容及び是正結果を、事業評価報告書（要求水準書 3-2-3）に反映するとともに、以後の業務改善及び再発防止に活用する。
- ・ 繰り返し同種の要求水準未達が生じる場合、県は、事業者と協議の上、モニタリング実施計画書の見直し、モニタリングの強化その他の必要な措置を講じる。

(5) 是正勧告の手続の流れ

是正勧告に係る一連の手続の流れは、次のとおりである。

手順	内容
① 未達の把握	県が、モニタリングにより要求水準未達を把握する。
② 是正勧告の実施	県が、事業者には是正勧告を行う。
③ 是正計画書の提出・確認	事業者が是正計画書を提出し、県が確認する。
④ 是正措置の実施	事業者が是正措置を実施し、完了を報告する。
⑤ 再モニタリング	県が是正状況を確認する。
⑥ 完了又は次段階の措置	是正が確認された場合は通常のモニタリングに復帰。是正が認められない場合は契約上の措置に移行する。

6. サービス対価の減額（返還要求）

県は、事業者に改善要求を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払うサービス対価の減額（返還要求）を行う。ただし、不履行が県の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

(1) 減額ポイント

「3. (2) (2) 要求水準未達の区分」のレベルに基づき、下表に記載のポイントを減額ポイントとして適用する。

表 減額ポイント

レベル	減額ポイント
レベル1：利用者サービスや安全に重大な影響を及ぼさない一時的・軽微な水準の不足	1
レベル2：是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	3
レベル3：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	10

※ 2 回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの 2 倍、3 回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの 3 倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じ

た減額ポイントを加算する。

なお減額の対象となる状態と認められたとしても、以下に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ・やむを得ない事由により減額対象となる状態が生じた場合で、かつ、事前に県に連絡があった場合。

- ・明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる状態が生じた場合。

(2) 減額ポイントに応じた減額

サービスの対価の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には事業者へ通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間におけるサービス対価の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。

事業者は、減額について異議がある場合には、県に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した場合、対象となるサービス対価に対し算定された減額分の返還請求を行う。

$$\text{減額金額} = (\text{当該四半期のサービス対価}) \times \text{減額率}$$

表 減額率の計算方法

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5 ポイント未満	0%にて固定	0%
5 ポイント以上 10 ポイント未満	5 ポイントで減額率 0.5%。さらに 5 ポイントを越えて 1 ポイント増えるごとに減額率 0.5%増加	0.5%～2.5%
10 ポイント以上 30 ポイント未満	10 ポイントで減額率 3%。さらに 10 ポイントを越えて、1 ポイント増えるごとに減額率 1%増加	3%～22%
30 ポイント以上 40 ポイント未満	30 ポイントで減額率 23%。さらに 30 ポイントを越えて、1 ポイント増えるごとに減額率 1.5%増加	23%～36.5%
40 ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに、次期四半期分のサービス対価の支払停止※）

※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生

した四半期の減額措置後のサービス対価を加算して支払う。

(3) 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して合計減額ポイントが 21 以上となった場合の措置は以下のとおりとする。

① 県は、上記(2)に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期のサービス対価の事業者に対する支払いを停止する。

② ①で支払いが停止された後、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった期に、当該四半期分のサービス対価を支払う。

③ 更に、支払停止措置により支払いが停止された減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

別紙10 法令変更による費用の負担割合
(第 93 条関係)

	県負担割合	事業者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更	100%	0%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。また、上記にかかわらず、自主事業に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用は全て事業者の負担とする。

別紙11 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第 95 条関係)

1. 整備業務期間

整備業務期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者には損害（但し、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 11 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、整備業務期間中における累計で、〔サービス対価（整備業務）〕の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。但し、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

2. 管理運営業務期間

管理運営業務期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき〔サービス対価（管理運営業務）〕の合計額の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。但し、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

3. 公募対象公園施設業務及び自主事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により公募対象公園施設業務又は自主事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用は全て事業者が負担する。